

戦後の国際小麦協定

逸 見 謙 三

一、問 題

われわれは好むと好まざるとに拘らず自由市場の経済から遠ざかりつつある。この一般的傾向の中でも農業は特に急速に遠ざかりつつある産業となしうるのであらう。第一次世界大戦以降、農業において特に深刻に自由市場の経済の矛盾がみられたからに外ならない。農業問題の国際的局面においても矛盾は深刻であり、統制の手段は数多採用されつつある。また新しい統制の手段の潜在的利用可能性がますます議論されつつある。筆者はこのような手段の一つの見本として国際小麦協定に、以下に述べる一連の評価を与えようとするものである。いうまでもなく国際小麦協定は戦前にも見られたものである。それにもかかわらず問題を戦後に限定したのは、戦前と戦後とは同じ名称の国際小麦協定でも種々の点でその性格を異にしており、両者を一度に論ずる場合には徒らに論点が複雑になつてしまふからである。(例えば一九三三年のものは長期割当協定のタイプの商品協定であるのに、戦後のものは多数国間長期契約タイプのものである。この点に関しては附録参照。)

いうまでもなく小麦問題は食糧問題、農業問題中の本命である。その実際的影響の範囲は広い。さらに附録Iで示したように、その発端から数えれば国際小麦協定の歴史は既に三〇年になる。これらの故に、国際小麦協定に対する

純学問的立場、あるいは各国の利害の立場などからの賛否の議論は非常に多い。またその重要性に関する評価も、まぢまちではあるが数多くなされている。もちろん筆者はそれらのすべてが的を外れた議論であつたとか、あるいは論理的誤謬を含むものであつたとかと断じてこの一文を草するのではない。それにもかかわらず、それらに加えて、この一文を草する理由は次のごとくである。すなわちその批判者に対しては、国際小麦協定は古い伝統をもつ経済安定に関する理想、常平倉の理想の最新版ともいわれるべきものであつて、われわれはそれに応じた視野からこれを批判しなければならぬとなしうであろう。これは本稿では二つの角度から検討される。第一、国際小麦協定の効果を単独で評価することは不公平であつて、少くとも国連を中心とした一連の経済政策との関連の中に位置せしめて検討する。第二、国際小麦協定と優劣を比較さるべき方策は自由市場の経済の推進ではなく、他の種の安定化政策である。従つて国際小麦協定が存在しなかつた場合に生れてくるであろう他の安定化政策との優劣の比較を行う。賛成者に対しては筆者は以下において次のように主張する。現実の国際小麦協定の成功は、国際小麦協定のスキーム自体の精巧さによるものであるというよりは、戦後の偶然的諸要素の作用による方が多いのである。もつとも、われわれはいまだ戦後の深刻な経済不況に遭遇していないのであつて、この意味では元来不況期を目的として作られた国際小麦協定は実験を經ていないのである。以下順次にこれら諸点を明らかにしたい。

註(一) 常平倉思想の最古の一例として、例えば『旧約』、創世記、第四十一章のヨゼフの言を参照せよ。

二、戦後の一般的背景

一 一九四二年ジュネーブの国際連盟は『両大戦間の通商政策——国際的提案と国民政策』と題して両大戦間の経

濟政策の一連の失敗の歴史を發表した⁽¹⁾。そしてその中で兩大戦間の國際經濟協力の失敗の原因を次の幾つかに歸せしめた。すなわち、(1) 各国政府が戦時經濟から平時經濟への移行に失敗したこと、(2) 眞の意味で政治的保証を達成しえなかつたこと、(3) 社会的保証、特に雇傭と農業所得の分野において實質的施策に失敗したこと、(4) 主要諸国が國際收支の状態と通商政策とを調整するのに失敗したこと、(5) 為替政策、貨幣政策と通商政策とを調整するのに失敗したと、(6) 農産物需要を増加せしめて、制限的農業政策を緩和することができなかつたこと、(7) 未開發諸国の經濟發展について適切なる提案をなしたり、また發展計画をその通商政策に調整することができなかつたこと、(8) 通商条約の最惠国条項を貿易拡大の手段となしえなかつたこと、などに歸せしめた。これらは第二次世界大戦中の主要諸国における良識の、兩大戦間の經驗に対する反省を示すものである。われわれはこの中で雇傭や國際收支と農業所得の安定の重要さの指摘に特に注目したい。

そして第二次大戦後にはこのような失敗を繰返さないための努力が國際連合によつて強力に進められた。政治や外交と經濟との結びつきは以前より緊密になり、經濟問題は國際政治の中心課題の一つとなつた。これらの努力の理論的構造は一九四九年から一九五一年にかけて出版された次の三冊の書物によつて知ることが出来る。すなわち、完全雇傭を達成するための方策として『完全雇傭のための國民的國際的諸方策』(一九四九年)、未開發諸国の經濟開發を推進するための諸方策として『未開發諸国の經濟開發のための諸方策』(一九五一年)、特に各国の国内經濟政策とは別個に、國際協力の下に推進すべき國際經濟安定のための諸方策として『國際經濟安定のための諸方策』(一九五一年)⁽²⁾である。この第三のものは、雇傭、國際收支、農業所得の安定などに資するために行わなければならない諸方策を直接扱つており、われわれの主題に特に關係深いものである。また一九五四年には第二のものと第三のものとの關連

を商品貿易に関して扱つたものとして『商品貿易と経済発展』(一九五四年)⁽³⁾が出版された。これは全くわれわれの主題と同じものを取扱つている。従つてわれわれは第三、第四のもの一般的枠の中⁽⁴⁾で国際小麦協定(商品協定)がどのように扱われているかを検討すればよいわけである。

さて、『国際経済安定のための諸方策』と『商品貿易と経済発展』との間にはいくつかの立場上の差異がある。本稿に關係ある分野に関しては次の二つが指摘されるであろう。第一、『国際経済安定のための諸方策』は問題を一般的に論じており、未開発諸国の問題は若干の特殊な言及にとどまつているのに、『商品貿易と経済発展』は高度開発諸国に対して、未開発諸国の経済的立場を強化することを目的としており、そのために特に重要とされる主として未開発諸国の輸出品である原料品とか農産物の安定に問題をしばつているのである。第二、『国際経済安定のための諸方策』では「われわれはできるだけ現存の国際機関の使用に依存し、それらが現在の組織と財源とでいかなる目的を達成することができるかを示そうと試みた⁽⁵⁾」という主張に明らかなように現実論的立場をとつているのに、『商品貿易と経済発展』では全く逆の、どちらかという理想論的立場がとられている。これはこの報告の作業に従事しながら、商品準備通貨案の結論には必ずしも全面的に一致しなかつたオラノ(F. G. Orano)のノートに明らかである。すなわち、「実際の可能性が小さい、多分取るに足らぬほどであること、あるいはもつと実際の直接的方策が要求されていることが確実だからといつてこのスキーム(商品準備通貨案——筆者)を無視するのは科学者の態度として正しくないと思う⁽⁶⁾」と。だから、われわれは前者において現実の小麦協定の評価を、後者においてその潜在的可能性の評価をみればよいわけである。

『国際経済安定のための諸方策』では国際経済の安定は国際商品協定、国際資本移動(特に国際復興開発銀行)および

国際通貨準備（特に国際通貨基金）の三部門において検討している。そして「これらの線に沿う活動が各国が取り組むべき国際経済安定のための多くの問題を残してはいよう」⁽⁷⁾が、「それにもかかわらず、ここに示した方向における地味な進歩でさえ安定に対する重要な寄与をなすものであると信ずる。かくて多くの国にとつて残された問題は処理しうるものとなり、国際経済の主要危機は避けうるものとなる」⁽⁸⁾となしている。国際商品協定に関しては「第一次生産物の価格と交易条件の短期変動による国際的衝撃を減らすためには、国際商品協定の交渉を通じて直接かつ各個別に問題に着手する以外に実際的方法がない」⁽⁹⁾といつてゐる。もつとも此の場合、問題が商品市場における短期の需要、供給の変動の除去に限定されていることに留意しなければならないが、さらに「この目的のために、種々異つた型の商品には、それぞれ、長期契約、小麦協定タイプの多角割当方式、緩衝在庫を含めて種々の商品協定が、単独または併用で用いられるのが適當であろう」⁽¹⁰⁾とさえいわれてゐるのは特に注目される。そして最後に、第一次生産物の需要の安定の必要條件は工業国の経済活動の安定であるべきであるが、「阻止されない程度の非常に小さい産業変動でさえも、世界経済の第一次生産物生産部門には非常に拡大された反響をもたらすことができる。これらの残された変動の除去に役立たせるために特定の商品協定が必要とされる」⁽¹¹⁾と。従つてわれわれは『国際経済安定のための諸方策』においては、採用さるべき国際経済安定のための全方策中において、商品協定は、個別商品市場の短期変動の安定という独自の目的のために強力に主張されるとみるべきであらう。⁽¹²⁾このような主張が国際小麦協定の場合に特に適用されることは勿論全体の論調から読みとられる。すなわち、長期契約タイプを採用するか、緩衝在庫タイプを採用するかは商品の性質に依存するとなしてゐるが（制限的な輸出割当タイプは余り評価していない）、国際小麦協定の成功は他の商品の場合に見本を提供するものとして、特に評価してゐる（註（12）参照）。

『商品貿易と経済発展』にも、以上に關する限りでは、なんらの反対意見をも含まれていない。国際小麦協定に關しては「恐らく輸出国の利害と輸入国の利害とをバランスさせた場合、ある形式の相互保障政策であろう。それは市場機能と貿易の型とに對する最小限度の介入を伴うだけである。」⁽¹³⁾と述べて賛成している。ただ小麦のように多くの異つた品質とそれに伴う価格差のある商品の場合、國際協定の締結は非常に困難であること、また一九五三年の第二次協定調印の際にイギリスが調印しなかつたことは、加盟国の直接的國民的利害に役立たないならばこの種の協定は失敗に終るであろうことを示していることを指摘している。⁽¹⁴⁾かくして「關係諸國の——筆者」態度に變化がみられるまでは、多角長期契約が實質的に世界の第一次生産物市場の安定に寄与すると期待することはできない。⁽¹⁵⁾さらに現在商品協定が成功している商品は小麦、砂糖など少数に限られており、將來それが特に多くなるとは予想されない。従つて商品毎の接近方法 (commodity-by-commodity approach) よりも多数商品の接近方法 (multi-commodity approach) の方を採つてゐるの⁽¹⁶⁾である。

われわれはここで『國際經濟安定のための諸方策』と『商品貿易と經濟發展』とが、それぞれ國際小麦協定に期待している役割の相異に注目すべきである。すなわち前者は、一般經濟が安定した場合に、小麦市場だけの短期の変動の除去をその役割としてゐるのに、後者は第一次生産物市場一般の安定をその役割としてゐるのである。これら二つの方策の起草に従事したメンバーは異つてゐるが、両者は矛盾することなく、國際連合としての、小麦協定への期待を明確に示してゐるとなすべきであろう。

われわれは紙面の節約上、國際連盟による主張の若干⁽¹⁷⁾、ハバナ憲章中の關係事項、FAOの活動⁽¹⁸⁾、さらに大統領原料政策委員會の主張等⁽²⁰⁾にみられる合衆國の態度等の一切を除く。(附録Iにはその若干が補われている。)

しかし上述の限りにおいても次のことだけは明瞭であろう。すなわち、戦後の国際経済安定のための諸方策の枠の中で、国際小麦協定に関しては独自の役割が期待されている。その第一は経済一般の安定に寄与するというよりも直接小麦市場のみの安定に寄与する役割であり、他はこの国際小麦協定の成功の結果が他の商品の場合に見本となり、それに關する国際協定の締結に寄与するという役割である。もしわれわれが、一国の国際経済政策はその国の国内経済的利害の發生物ではあるが、また国際政治目標、さらに人道主義ないしは普遍的理想主義によつても強く影響されるものであるという主張を是認するならば、われわれは国際小麦協定に与えられた上述の役割はそれに対して各国が強力な支持を与えるように作用するとなしうるのである。

二 次にわれわれは小麦の世界市場の傾向に關して若干の説明を行いたい。この目的のためには世界農業の動向に關する研究が必要なる前提とされるべきであろう。これに關しては他の筆者の論文にゆずるが、西欧世界に關する限り農産物は、一九三〇年以降、傾向的過剩状態にあること、その傾向が第二次世界大戦後は強まつていることを指摘したい。

小麦はこの傾向を最も典型的に示している商品である。第二次大戦直前までのメーレンハム (Wilfred Malenbaum) の優れた研究によると二〇世紀に入ると小麦市場は傾向的過剩状態を示すようになる。これを單位面積当り収量の傾向と作付面積の傾向とに分けて考察すると前者の影響は非常に小さいものであり、後者、すなわち面積の増加が過剩の主要要因である。さらに作付面積の増加において價格が果した役割は非常に小さいものであつたのであつて、結局傾向的小麦過剩の状態を説明するのは次の二要因となる。第一は新開國、すなわち合衆國、カナダ、オーストラリア、アルゼンチンにおける西向移動を主とする小麦作の地理的拡大である。これは低生産費地域の参加であつ

て、輸送費の改善等種々の要因に帰しえられるであろう。第二は、以上のような新開国の發展があつたにも拘らず、ヨーロッパの輸入国で農業保護の手段が採られ、ヨーロッパ農業の生産が硬直的になり減産がみられなかつたことが指摘されるであろう。⁽²⁶⁾

第二次世界大戦前後から小麦作は急速なる技術進歩を経験した。⁽²⁶⁾これは特にカナダと合衆国とで著しいが、品種改良と病虫害防除に加えて、肥料の増投が面積当り収量の驚くべき増加を齎したのである。これを可能にしたのは、それらの根本技術として一九二〇〜五〇年間における機械化の進展であり、経済的には、戦時中の農業の好景気である。機械化は小麦の生産費を大巾に引下げた。これに加えて戦後、北米大陸が比較的好天候に恵まれたことも大きな過剰要因となつている。この反面第二次世界大戦後には作付面積の増加は余りみられないのである。これは政策的要因にもよる。従つてわれわれは第一次世界大戦前後までの増産は新開地の面積増加によるものであつたのに対して、第二次世界大戦頃からの増産は単位面積当り収量の増加によるものであるとなすことができる。これに加えて過剰を強化する二要因があつた。その第一は戦時中の増産の規模が第一次世界大戦中よりも第二次世界大戦中の方が余程大きかつたということである。第二はヨーロッパの農業保護、小麦の増産が第二次世界大戦後には一層強化されたということである。もつとも前者は、小麦に対する旺盛な需要が第二次世界大戦後いつそう長く続いたことと各国の農業支持政策が第二次世界大戦後いつそう成功したことのために、戦後の破局を齎らすことはなかつた。

附録 I に示した第二次世界大戦前の国際小麦協定の歴史にみられるように、戦前の世界小麦政策で作付面積の制限に非常な重点がおかれたのは、以上に述べたように、この期間における小麦過剰が主として作付面積の増加によるものであり、単位面積当りの収量の増加は重要でなかつたことに基きうている。この点を明瞭に指摘したのはヘヴンイ

(Paul de Hevesy) である。彼は「世界の小麦收穫は主として世界の小麦面積に依存する。従つて人間の決定したものである。〔原文には傍点あり。〕だから、全ての国、あるいは若干の重要国が、論理的に收穫をめざすなら、世界の小麦收穫量の變動はますます制限されたものとなる。」⁽²⁷⁾といつてゐる。すなわち面積当り収量の變動が小さければ、播種面積を統制することによつて、小麦の供給と需要とを調整することができるとなしたのである。だから戦前においては作付面積制限の失敗は直ちに国際小麦協定の失敗を意味したことも事實である。ところが、既に示したように、小麦作付地域は新開地域と旧開地域との全く異つた地域からなつてゐるのであつて、「過剰面積の削減の正確な割当をなすことは最も困難な決定」(マーレンバウ) ⁽²⁸⁾なのであり、さらに実際にも「小麦面積の減少による調整は多くの国々で不可能であつた。」⁽²⁹⁾われわれは、単位面積当り収量の増加しつゝある戦後においては、この作付面積の制限による過剰解決には多く頼ることができない。

ここで他の一条件を補足したい。それは経済一般の状態である。戦前の国際小麦協定が行われた頃は一般経済は深刻な不況期にあつた。しかしわれわれは第二次世界大戦後においては長期的完全雇傭の状態にある。これを第二次産業革命と認めるか否かは問題としないとしても、戦後においては農業から資源(主として労働力)を引抜くのに極めて好都合な状態にあるとなしうるのであろう。やがて述べる処であるが(二九―三〇頁)、戦後の国際小麦政策において小麦生産量が価格ないし所得の變動に反応するかどうかが重要となるのはこの故である。

註(一) League of Nations, *Commercial Policy in the Inter-War Period: International Proposals and National Policies*, 1942, pp. 156-58.

(二) United Nations, *National and International Measures for Full Employment, 1949* : —, *Measures for the Economic Development of Underdeveloped Countries, 1951* : —, *Measures for International Economic Stability, 1951*.

- (3) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1954.
- (4) これらに關しては附録II参照。
- (5) United Nations, *Measures for International Economic Stability*, p. 10.
- (6) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 66.
- (7) United Nations, *Measures for International Economic Stability*, p. 12.
- (8) *Ibid.*, p. 13.
- (9) *Ibid.*, p. 10.
- (10) *Ibid.*, p. 10.
- (11) *Ibid.*, p. 18.
- (12) 以上の本文中に引用した種々の主張に加えて、戦後になつて初めて国際商品協定が成功する条件が整つたという主張も重要である。すなわち、第一、従来は成功の歴史が少なかつたのであるが、戦後になつて、大きな経済変動(一九三〇年代のような)が避けられるようになったこと、第一次生産物の着実な増産に対する必要が輸入国側に認められたこと、従つてそれを阻止するように作用する市場変動は除去することが望ましくなつたこと、第二、国際小麦協定にみられるような協定に關する細目技術の進歩なり、協定締結の際の技術的困難の多くが解決されたこと、第三、二条件である。(United Nations, *Measures for International Economic Stability*, pp. 19~20.)
- (13) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43.
- (14) *Ibid.*, p. 43.
- (15) *Ibid.*, p. 44.
- (16) *Ibid.*, pp. 53~4.
- (17) 44~45頁。League of Nations, *Report of the Committee for the Study of the Problem of Raw Materials*, 1937 :
——, *Economic Stability in the Post-war World*, 1945. 45頁以下参照。またわれわれは国連が管轄する Interim Coordinating Committee for International Commodity Arrangements の活動を重視すべきである。(特に Interim Coordinating Committee for International Commodity Arrangements, *Review of International Commodity Arrangements*

- ments, 1947 : —, *Review of International Commodity Problems*, annually 参照。) (18) その適切な解説としては W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, 1950 参照。
- (19) 特にシリースで出版された Commodity Policy Studies および 常設の機関 Committee on Commodity Problems の活躍は重要である。
- (20) 後藤馨之助他訳『ヘーリー報告、自由世界の天然資源』、上巻、一九五三年、第一五章参照。もともと後に(二二―二頁) 觸れるように、合衆国の立場自体は若干複雑である。
- (21) Raymond F. Mikesell, *United States Economic Policy and International Relations*, 1952, p. 1.
- (22) 拙稿「輸入不足と農業貿易」『本誌』昭和二十九年一〇月および「農産物過剰問題」『本誌』昭和三十三年四月参照。
- (23) Wilfred Malenbaum, *The World Wheat Economy, 1885~1939*, 1953.
- (24) もともと第二次世界大戦後に関しては単位面積当り収量が大巾に増加するであろうと見られてゐる。(Ibid., p. 103.)
- (25) メーレンバウムによると保護政策の効果のラフな推計の結果では、フランス、ドイツ、イタリーの三国で世界の作付面積を、保護政策を採らないう場合に較べて、一百万ヘクター増加させた。(Ibid., p. 170.)
- (26) 以下に関しては筆者による二論文——註(22)——の他、細野重雄「世界的小麦生産過剰の背景としてのアメリカの小麦事情」『本誌』昭和二十九年七月、および M. R. Benedict and Oscar C. Stine, *The Agricultural Commodity Programs*, 1956, p. 97 参照。
- (27) Paul de Hevesy, *World Wheat Planning and Economic Planning in General*, 1940, p. 100.
- (28) Wilfred Malenbaum, *The World Wheat Economy*, p. 190.
- (29) Ibid., p. 194.

三、国際小麦協定の目的と手段

一、目的 一九四九年の国際小麦協定においても、一九五三年のそれにおいても、その目的は全く同じ文章で第一戦後の国際小麦協定

条に規定されている。すなわち、「この協定は輸入国に対しては小麦の供給を、輸出国に対しては小麦の市場を、公正かつ安定した価格で保証することを目的とする。」と。比較のために、一九三三年の国際小麦協定の目的を掲げよう。これはその前文にある。すなわち、「小麦の供給を世界の有効需要に調節して、小麦市場を圧迫してきた法外な余剰を取り除くこと、および価格を農民に引き合、またパンの消費者にも公正な水準まで引き上げ、そこに安定せしめることのために協力して採用さるべき方策」をなすことである。

両者の間にみられる相違は、戦前の場合には現に供給と需要との不調和が膨大な余剰となつて存在し、小麦価格を極端に低い水準まで引きさげている状態において国際小麦協定が発したのに対して、戦後の場合には、なるほど余剰というものは存在してはいるが、いまだ市場を圧迫するには到らず、需要は依然旺盛で小麦価格は堅調を維持しており、加えて経済一般は好況を保持している状態において国際小麦協定が発したという、出発時の条件の相異に基づいている。従つて、第一、戦前の場合には調節 (adjustment) に重点がおかれたのに、戦後には保証 (assurance) に重点がおかれており、第二、戦前の場合には「農民に引き合」が前に出ているのに、戦後の場合には「輸入国に対して……市場を」が前に出ているのである。

若干の補足的説明をなそう。その第一は、戦前の「協力して」(in concert)、あるいは、一九四二年の「草案仮協定」⁽¹⁾や戦後の「協同行為」(co-operative action)の意味に関する説明である。この協同行為はあらゆる国際協定の根本であるが、これに関しては若干の誤解を取り除く必要がある。

まず、協同行為による国際市場の完全なる統制 (統制の方法は問わない) の反対の極として完全なる自由市場の経済を仮定しよう。この場合に、例えば小麦生産が天候の影響をうける処から、国際市場における (短期の) 変動の存在を

否定しえないであろう。この場合、需要の価格弾力性が小さいならば、大巾の価格変動を伴うであろう。ところが現在の低価格が将来の平常水準までの価格の騰貴を予想せしめ、あるいは現在の高価格が将来の平常水準までの価格下落を予想せしめる限りでは、価格の騰落は在庫からの放出と、それ用の購入となつて現われるであろう。すなわち在庫の変動により最初の変動は緩和されるであろう。しかしこの予想の作用による緩和も在庫に必要なだけの資本量がない場合には行われまいであろう。農業の場合に収量変動に関する適切な予想と在庫維持のための十分な資本量とがあるとは考えられない。⁽²⁾もし最初の変動が必要の変動によるものであつたり、さらに小麦の場合のように、低生産費の生産者と高生産費の生産者との併存による過剰生産能力による変動であつたりする場合には、上述の緩和作用は一層困難なものであろう。これは農産物価格がケインズのいう「管理」価格 (administered price) ではなくて「競争的」価格 (competitive price) ⁽⁴⁾であるからに他ならぬ。

過去の経験によると、この様な状態に農業を放置することは各国政府ともなさなかつた。国家が農業貿易に介入してその国の農業の安定を計るのが通例であつた。小麦の場合、かくして小麦貿易の国家間の競争となつて現われる。われわれはこの深刻な競争を小麦戦争 (wheat war) となすことが出来るが、⁽⁵⁾これは当事国にとつても極めて大きな負担であらう。この極めて大きな負担を除去することが国際協定による共同行為である。これをメーソン (Edward S. Mason) ⁽⁶⁾に従つて述べれば次の如くである。元来国際商品協定とは不況の産物である。不況時における商品問題の解決は第一次的には私的のカルテル協定 (管理価格の場合) か国内価格支持政策による。ところで経済に対する政府の介入は近年ますます拡大されてきているから、本来は私企業間の協定である国際カルテルは国際商品協定の性格を帯びるようになる。錫とかゴムとかがこの類に属するが、この様な商品ではカルテルと商品協定との間の差別はます

ます不明瞭になりつつある。同様にして、国内価格支持政策の場合には、国際貿易に対する政府の介入が、経済戦ないしアウタルキー主義を生み、さらに国家間の政治上、外交上の衝突を生むような傾向を持つようになる。これらを解決しようとするのが小麦などの場合にみられる商品協定である。附録 I、五に明示的に示してあるように、このことは一九四二年の協定が必要とされる条件の一つに算えられていた。以上からわれわれは協同行為に関して次のようにいうことができよう。すなわち、国際商品協定の協同行為は、自由市場経済の変動の除去であるというよりも、私的国際カルテルとか、政府間の経済戦（小麦戦争）の除去である。

補足的説明の第二は上述のものほど明瞭ではない。それは国際商品協定を例外的応急的なものと考えるか、恒久的な制度と考えるかという点に関するものである。既に示したように、また附録 I の国際小麦協定の歴史が示しているように、戦前の国際商品協定は明らかに不況の産物であり、応急的なものである。戦争中から戦後にかけては、戦時経済から平時経済への移行に伴う商品政策が論ぜられた。商品別には一九四〇年に設立された国際棉花諮問委員会 (International Cotton Advisory Committee) や一九四二年の小麦の「協定覚書」、また砂糖やゴムに関する類似の動きが、また全体としては一九四三年の F A O のホットスプリングス会議 (Hot Springs Conference) がその例証となるものである。これらの論議における特徴も戦後に繰返さるべき商品市況の不況に対する予想であつた。

かくする中に、国際商品協定の指導原理ともいふべきものが生れた。これは戦後の国際貿易政策一般の観点から商品政策を考えたものである。すなわち最終的には一九四七年一月ハヴァナで起草されたハヴァナ憲章 (Havana Charter, Draft Charter for an International Trade Organization) 第六章の「政府間商品協定」(Inter-governmental Commodity Agreement) ⁽⁷⁾ である。この第五二条は「生産消費間の持続的不均衡への傾向、重荷となるよう

な在庫の累積、著しい価格変動」等の諸困難を取り除くために商品協定が必要とされるとなしている。従つて「事態が必要とする時」、「必要とされるであろう期間」(as the circumstances require, during the period which may be necessary. 第五四条)という言葉に重点がおかれている。いわば戦争直後には、国際商品協定は緊急的事態に対処するものであつたのである。小麦に關しても、一九四八年の国際小麦協定の前文から明らかに以上と同じ意味を讀みとることができる。すなわち、「現在小麦は極端に不足していること。将来は極端な過剰になるであろうことを認識して。」¹⁾

ところで、その後の商品協定に対する考え方はどうであろうか。一部は、既に二、戦後の一般的背景、一において明らかにしたように、国際連合による一連の「諸方策」においては国際商品協定を一般的經濟安定達成のため、また第一次生産物の生産促進のための技術と見做しているのである。これはまた大統領原料政策委員会のハヴァナ憲章第六章に対する批判としても現われた。すなわち、「第六章は現在のままでは、……理想的な構図をあたえるものとは、たしかにいいがたい。……第六章は……原料にたいする需要が長期的には増加すると予想される事実に対処することよりも、むしろ原料の過剰の問題にもつぱら関心がむけられている。」⁽⁸⁾と。国際商品協定は戦後では恒久的なものとして見做されるようになったのである。

二、手段 戦後の国際小麦協定は一言にいえば、一定価格領域外に小麦の自由市場価格がいつた場合に、一定取引量(約定量 guaranteed quantity)をその価格領域の上限、または下限(最高価格、最低価格 maximum price, minimum price)で輸出または輸入することを協定したものである。すなわち約定量を伴つた二重価格の小麦市場構造を取り決めたものである。ハーブユリイ(C. D. Harbury)はこれを次の様に巧妙に表現している。

「約定量を伴つたこの二重価格の特徴は、理論経済学者の模型にあるようなあるエレガントな全体系と、商品政策の二目標の一つの折衷——市場の安定と需要変動に対する供給の適応とを同時に達成する——という魅力とを与える。約定購入と約定販売とは生産者の所得と消費者の支出との双方に十分な安定性を与えるものであるが、同時に価格機構のバロメーターは部分的自由市場で作用し、必要とされる調整を指示する。」⁽⁹⁾と。

その骨子を箇条書にしよう。

- 一、輸出国群と輸入国群との間の協定である。
 - 二、おのおのの輸出国は、自由市場価格が定められた価格領域の最高価格を上廻つた場合には、その最高価格で一定量を輸出することを輸入国群に保証する。
 - 三、おのおのの輸入国は、自由市場価格が定められた価格領域の最低価格以下に下つた場合には、その最低価格で一定量を輸入することを輸出国群に保証する。
 - 四、自由市場価格が定められた価格領域内にある場合には国際小麦協定は実質的な作用を果さない。
 - 五、この協定は、四年（一九四九年の場合）あるいは三年間継続し、各年は八月一日から七月三十一日に至る期間である。
 - 六、価格領域（附録 I、第 3 表参照）は自由市場価格の趨勢を反影するように定められているがフォート・ウイリアム／ポート・アーサー倉庫渡のマニトバ・ノーザン一号の価格を基準として示している。（品種別、取引地点別の価格の問題を取扱うものとして）は Standing Technical Advisory Committee on Price Equivalents を設置する。）
- これが生産者の所得ないし消費者の支出を安定せしめるといわれるのは、(a) 約定量に関して最高、最低価格が固定

していること、(b)自由価格取引量に關していうと不作時、豊作時にはそれぞれ價格の騰落を通じて、供給量の変動と價格の変動が相殺し、生産者の総売上額を安定せしめること（これは緩衝在庫タイプに優る安定機能であるともいわれてい⁽¹¹⁾る）、の二要因に依存する。これはそのまま國際收支の安定の作用ともなしうるであろう。また、(b)効果はそのまま需要變動に対する供給の適応に対する効果とならう。この場合消費者約定量に対する支出は安定しているから、需要變動は自由市場に集中することになり、自由市場價格は國際小麦協定がない場合よりも大巾に變動するであろう、従つてこの限界部分に關しては、適応は促進されるであろう、となされている⁽¹²⁾。

なお若干の補足的説明を行いたい。第一、一九四八年の失敗に終つた協定では價格安定の目的をもつて輸出国が保持すべき在庫に關する規格があつたが一九四九年以降のものにはない。第二、協定の示す効力は、(a)加盟諸国がその通常取引量の相当部分を協定の範囲内に持ち込みうる程度、および協定が約定取引の價格領域を限定できる程度、(b)加盟諸国が約定取引量を諸国間に分配する際に、各国の正常供給量と正常必要量を公正に反映できる程度、そして勿論のことであるが、(c)加盟諸国が協定の諸方策の効果を促進するような国内政策を採用しうる程度、およびそれに矛盾するような国内政策を放棄しうる程度、等に依存する。

註(一) 一九四二年の「草案仮協定」では前文に co-operative action になつてゐるが、一九四八年の協定の前文では co-operate to bring order となつてゐる。

(二) 従來の予想の問題に加えてこの資本の重要性はロビンソンによつて指摘されてゐる。E. H. Chamberlin ed., *Monopoly and Competition and their Regulation*, 1954, p. 533.

(三) 消費者所得の變動に基づく價格變動の中は需要の價格弾力性と所得弾力性、さらに供給の價格弾力性の三者の間の相対的大きさに依存する。例えばゴムの如く需要、供給の價格弾力性が小さく、需要の所得弾力性が大きい場合には價格變動の中

は最大となる。小麦の場合、所得変動に基づき価格変動の巾はそんなに大きなものとは考えられなう。

- (4) J. M. Keynes, The Policy of Government Storage of Foodstuffs and Raw Materials, in *Economic Journal*, Sept. 1938, pp. 452-3.
- (5) 各国の小麦政策に関する Paul de Hevesy, *World Wheat Planning and Economic Planning in General*, 2 巻 15。
- (6) E. S. Mason, Future of Commodity Agreements, in *Food for the World*, ed. by T. W. Schultz, 1945: —, *International Commodity Control, in his Concentration and the Monopoly Problem*, 1957 参照。
- (7) 1944 年 Interim Co-ordinating Committee for International Commodity Arrangements, *Review of International Commodity Arrangements* の再録 174 頁。なお W. A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade*, pp. 120-23 参照。
- (8) 後藤馨之助他訳『ペリー報告、自由世界の天然資源』上巻、一六八〜九頁。
- (9) C. D. Harbury, An Experiment in Commodity Control—The International Wheat Agreement, 1949-53, in *Oxford Economic Papers*, Feb. 1954, pp. 82-3.
- (10) この問題は他の箇所でも論ずる機会があるところである。この問題は小麦のように種類が多く、取引地点が世界中に分散している商品の場合には非常に重要である。例えば戦前のロンドン市場の小麦価格差の研究によると、同一地点でも最高価格と最低価格との間には百分之三〇程度の差があり、それは最高価格の三分の一に相当していた。(Alonzo E. Taylor, *Spreads between Wheat Prices in England*, in *Wheat Studies*, April 1935 参照) したがって価格差は固定してあるが、条件の変動によって種々変動するの困難な問題をひきおこす。(例えば Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, in *Wheat Studies*, Nov. 1942, pp. 70-1 参照) 従って Standing Technical Advisory Committee on Price Equivalents の運営がうまくゆくかどうかは、すなわちこれらの種々の種類や地点の価格を基準価格にうまく関係せしめるかどうかは国際小麦協定の成功の鍵になると考えられている。(United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43) 一般に品質の問題は不況期になると重要性を増すから、戦後の国際小麦協定のこの技術的側面は現在までのところ試験を経たところと見なすべきである。
- (11) FAO, *A Reconsideration of the Economics of International Wheat Agreement*, 1952. 磯辺俊彦訳『国際小麦協定

の『経済学』一九五三年、八頁。緩衝在庫の場合には供給量の変動を価格変動に反映せしめない。従つて消費者の支出は全く安定するが、生産者の所得は安定せしめない。この点に関していえば多角契約タイプは生産者に有利に、緩衝在庫タイプは消費者に有利に作用するとなしうであらう。

(12) C. D. Harbury, An Experiment in Commodity Control—The International Wheat Agreement, 1949~53, p. 88.

(13) 磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』一頁。

四、経 過⁽¹⁾

一 国際小麦協定が、一九五三年の新協定発足の際にイギリスが脱退した以外は、順調に推移したことは公私あらゆる立場の人々が認める処である。もつとも一九五六年よりはアルゼンチンが加入した。

国際小麦協定の発足が現実には深刻な世界的食糧不足のなかにありながら、小麦過剰が必ず来るという予想と、その際には商品協定をもつて小麦市場の崩壊を防止しようとする一般的雰囲気の中においてなされたことは既に屢々述べた。そして発足の年は丁度過剰が實際化し始めた最初の年である。自由市場価格は下落し始め、ドル地域の在庫は増加し始めた。

もつともここで注意しなければならないことが二つある。その第一は在庫が増加し始めたといつてもそれは合衆国のCCC手持の在庫を主としており、国際緩衝在庫を発足せしめるのに適当なような在庫増加傾向には決してなかつたのである。⁽²⁾その上、当時は国際的に資本欠乏の時であり、緩衝在庫案を発足せしめるだけの資本調達は全く不可能であつたし、価格水準は異常な高さにあつたと考えられる。このような非常な変動の時期で、正常な価格水準、その水準における需要量、供給量が全く予想しえない場合には、自由市場の価格機能の作用の余地を残しておくことは全

く当然のことと考えられる。

また各国とも国内小麦市場は生産の面でも、配給の面でも強い統制の下におかれていたのであつて、各国の国内農業政策に干渉するような国際協定の締結は全く不可能であつた。これらの条件を考えると当時は長期割当協定も、国際緩衝在庫協定ともに発足しえない条件にあつたのであつて、国際小麦協定は多数国間長期契約という最も容易なタイプを採用したものであるとなすことが出来る。

注意さるべき第二点は価格領域に関する。この価格の問題は後にも検討する処であるが、理論的にも、実際的にも、最も重要であり、最も困難な問題を提出する。現に第五回国際小麦会議（一九四七年、附録Ⅰ、六参照）ではイギリスとアルゼンチンが価格の点で折合わず、一九五三年のそれではやはり同じ点でイギリスが調印を拒否した。個々の立場はともかくとして、一九四九年の協定では「価格は全く輸入国側に有利」であつたとなすのが一般の考え方であつた。従つてこの協定に対して輸出国側が積極的であつたことは「安定それ自体が価値を有した」と認めらるべきである。従つて各国の立場を順次に検討したい。

最初に合衆国の立場を検討したい。国際小麦協定が合衆国の支持をえない場合には不成功に終ることは附録Ⅰに示した通りである。その合衆国は絶対的国際小麦協定の支持者となつて現われている。それは、(a)既に世界経済の指導者となつているので世界貿易の正常化に努力しなければならぬ立場にある、(b)従つて、低い価格領域を無条件に認めるというのでは勿論ないが、常に協定の成立が優先して、その譲歩しうる最も低い最高、最低価格という考え方はそれ程明瞭ではない。

もう少し詳しく記そう。われわれが第一に認識しなければならないことは、その国内における農民の政治的立場の

強さの故に、合衆国は国際小麦協定のあるなしに拘らず、国内小麦生産者、国内小麦価格を維持しなければならぬ立場にあるという事実である。ところがこの国内の支持価格は、小麦生産の技術進歩を考慮した場合には、小麦の増産を促進する、あるいは少くとも減産に転ぜしめないだけの十分な高さにある。従つて世界の小麦市場価格がこの支持価格水準以下に下落した場合には余剰在庫は当然累積する。合衆国は余剰小麦の処理に狂奔せざるをえないであろう。このことは一九四七、八年に十分予見された過程であつたし、またその後実現した処であつた。ところが、第二に認識すべき事実として、合衆国は国際貿易拡大、貿易自由化の最も強硬な推進者であつて、農業にだけそれと矛盾する特例を認めることは合衆国の立場を非常に弱化するものなのであるという事実があつた。もし輸出補助金や有利な紐つき輸出によつて余剰小麦の処理を行つた場合には、他の輸出国から非常に非難を受けるであろうことも十分予想される処であつた。われわれは、合衆国は商品協定を上述の第一の事実と第二の事実とを矛盾することなく両立せしめる救い手として考えていた、と解釈することが出来る。一九四八年三月農務省の代表者が上院農林委員会で行つた言明は端的にこのことを示している。少し長いが引用しよう。

「周知の通り、政府は世界中の貿易障害を除去するために非常な努力を払つております。また、合衆国内の農産物支持の立場から、ある程度の、関税その他の貿易障害による保護が要求されることも周知の通りであります。これらの保護がない場合には外国の生産者が国内市場に殺到するでありましょうし、政府は国内の生産を買い上げるようになりましょう。その上、輸出補助金なしでは農産物輸出はますます困難になる傾向にあります。これら農業の貿易障害は——全く調和しえないものではありませんが——われわれが国の政策であるとして繰返している言明、われわれは貿易障害を除去するために国際協力に努力するという言明と矛盾します。

この矛盾のあるときに、合衆国の納税者の負担を増さないで矛盾を解く最善の希望は、問題になつてゐる個々の商品について

国際協定を締結できるという点にあるのです。協定に際して当該商品の特殊問題が認識され、結果として、協定期間中国際貿易実施の一般的考慮から外されるのです。このようにして、農業の利害を犠牲にすることなしに、国際経済協力の原則を維持することが商品協定によつて可能とされるのです。⁽⁹⁾

この意味ではベネディクト (Murray R. Benedict) のように「国際小麦協定もまた部分的に余剰処理計画である」⁽¹⁰⁾となし、「最大の輸出補助金は国際小麦協定によつて小麦に与えられている。これは……輸入諸国や競争しつつある輸出諸国との協定なしの正真の輸出ダンピングにくらべれば明らかに優つている。」⁽¹¹⁾と断ずるのは、事実に即しているといえよう。

次にオーストラリアの国際小麦協定に対する積極的態度の理由を示そう。これはクロウフォード (J. G. Crawford) が「余剰コムプレックス」(surplus complex)⁽¹²⁾というところの異常心理によつて端的に説明される。両大戦間にオーストラリアが輸出不能の小麦の余剰在庫になやまされ続けたことはいうまでもない。ところが、一九三六―三九年約一四・五百万ブッシェルだつた期末在庫は、戦争に入つても、一九四〇―四一年の不作の影響による例外を除けば毎年増加する一方で、一九四二―四三年度期末には遂に一五四百万ブッシェルに達し、その翌年も七七・九百万ブッシェルに維持されたのである。これは枢軸国軍の潜水艦等による輸出不能がひきおこしたものであつた。従つて戦後になつても、オーストラリアには小麦不足の実感は全くなかつたのである。これは「ラッグ」であり、「予期された不足の時期における戦前からの余剰コムプレックスの存続」⁽¹³⁾であつた。一九四九年当時は長期契約、価格安定に対する非常に強い支持があつた。⁽¹⁴⁾かくしてオーストラリアも、価格の水準よりも価格の安定の方を採用したのである。

カナダの事情もオーストラリアに非常に類似している。われわれはマックギボン (D. A. MacGibbon) の『カナ

ダの穀物貿易、一九三一～一九五一年』において、一九三〇年代のカナダ小麦作の窮況から国際小麦協定に対するカナダの積極的態度がでてくる経過を読みとることができる。カナダにとつては「一九四九年の国際小麦協定は……過去二〇年以上にわたり輸出諸国の小麦生産者がいできてきた理想の実現を意味する」⁽¹⁵⁾のである。

以上のような、いわば輸入国側にとつては国際小麦協定は現実には価格において利益をもたらすものとして、また輸出国側にとつては、それぞれ立場は異なるが、価格における損失を償うだけの利益を他の面でもたらすものとして、一九四九年の協定は出発したのであつた。

もつとも一九四九年九月には主要輸入国ならびにカナダ、オーストラリア、アルゼンチン、フランスが一齋に平価切下げを行つた。その上同年は豊作であつたので、協定による最高、最低価格はそれ程低いものではなくなつてしまつた。平価切下げの結果、協定価格はヨーロッパ通貨で三五～四五パーセントの引上げとなつたのである。ブルムホール (Broomhall) その他のイギリスの専門家達はこの騰貴した価格を目して合衆国、オーストラリア、カナダの独占力行使であると難じた⁽¹⁶⁾。このイギリスの非難は後にますます旺んじて行くのである。

二 続いて朝鮮動乱のブーム以降一九五三年の新協定の発足までを取り扱いたい。この期間には小麦の自由市場価格が極端な騰貴を示した。カナダの「自由」小麦価格は一九五〇年八月～二月の一・八五ドル(合衆国ドル)から、一九五一～五二年の冬には二・四〇ドルに騰貴し、アメリカ国内の「自由」小麦価格は、騰貴率は小さいものであつたが、一層高い水準に達した。同時に競争農産物も一齋に騰貴したのである。ただ国際小麦協定によるもののみが、既に最高価格に達していたので、安定していた。

このような穀物価格の騰貴は直接に朝鮮動乱によるものであることはいうまでもないが、一九五〇～五二年の小麦

需給条件の変化も重要である。第一、一九五一年の四大輸出国の小麦作は一九四五年以来の不作であつた。しかもわれわれは既に知つてゐるように、カナダ、オーストラリアでは、余剰コムプレックスや国内小麦の生産者価格が低かつたことなどにより、小麦作付面積は減少したのであつた。これ等の国々では農民は他の統制されていない作物に転じて、一九四九〜五〇年に較べて一九五一〜五二年には三百万エーカー、約一〇パーセントも小麦作付面積が減少したのである。第二、米やトモロコシの高価格が小麦の消費増加を齎らした。極東では米に代る小麦の主食化がみられ、カナダ、オーストラリア、北西欧では飼料用小麦の消費増加があつた。第三に、朝鮮動乱にともなう各国政府の戦時安全用在庫用の小麦購入がみられた。従つてわれわれは、このような需給条件の変動による危機を回避せしめたのは合衆国による小麦増産であつたとなすことができる。⁽¹⁷⁾

輸出国側は国際小麦協定の最高価格の輸出による損失をできるだけ喰いとめようとして、いくつかの努力を示したが、中でも重要なのは一九五一年に、輸出に五〜六パーセントの持越費用 (carrying charges) を附加したことである。これは実質的には最高価格の引上げであるから多くの議論を生んだ。そして後にこれに関する明確な規定をなした (持越費用の附加を認めた) ことは一九四九年の国際小麦協定と一九五三年の国際小麦協定との重要な相違点の一つとなつてゐる。

ここでわれわれは国際小麦協定の経過中のクライマックスの物語を始める。既に記したように一九五一〜五二年の世界的小麦不足は、直接には朝鮮動乱と不作とに負うものではあつたが、合衆国以外の輸出国が増産を計らなかつたことに根本の原因を有している。第一表にみられるようにヨーロッパ以外の小麦購入量は戦後著しく増加したのである。従つて合衆国が増産を計つたから危機は回避されたものの、世界は当然、適度の増産を計るべきであつたのであ

る。かくして自由市場に一時的な高価格が出現し、国際小麦協定は消費者の支出の安定という目的を再度達することができたのである。

この自由市場の高価格が続いて下落すれば問題は生じなかつた。事実、一九五二―五三年は前年度の高価格の影響と好天候とに恵まれたことのために世界の小麦作は記録的大豊作であつた。その上米などの他の穀物も豊作であつた。ところが、(a)合衆国は前年の価格を反映させて、九〇パーセント・パリテイ小麦融資の価格引き上げを行い、(b)カナダは南半球からの輸出競争の欠如につけ込み、丁度、一九五三年四月末の新協定調印後まで二・二〇ドル以上に輸出価格を維持した。このようにして新しい小麦協定の価格を審議している間は、偶然と余剰コムプレックスと政策との産物として、小麦の二・二〇ドルの自由市場価格が維持されたのである。

当然のことながら新しい一九五三年の国際小麦協定では價格領域は引上げられた。これは二・〇五―一・五五ドルの間に決められた。イギリスは終始この引上げに反対したが、そ

第1表 小麦および小麦粉の輸入量；1946/47年度～1953/54年度と戦前の平均（7～6月）

（単位：百万メートルトン）

	1934/ 35年度 —1938 /39年 度平均	1946/ 47年度	1947/ 48年度	1948/ 49年度	1949/ 50年度	1950/ 51年度	1951/ 52年度	1952/ 53年度	1953/ 54年度
西ヨーロッパ	*12.5	12.4	17.3	16.8	12.6	12.9	14.4	13.8	12.0
西ドイツ	*1.3	2.2	3.6	3.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.4
イギリス	0.7	1.3	2.4	2.3	1.2	1.3	1.8	1.2	0.6
アジア	5.8	4.6	5.3	5.7	4.7	4.2	4.9	4.7	3.9
アフリカ	1.9	3.7	3.8	5.3	5.6	5.2	7.9	5.6	6.1
日本	1.3	2.0	1.7	2.1	4.1	1.4	0.7
その他大陸	0.3	0.7	1.0	1.6	2.0	1.6	1.7	1.2	2.5
南アメリカ	3.2	4.4	3.8	4.3	4.6	5.8	6.6	6.5	5.4
世界合計	1.0	0.9	0.6	0.8	1.1	1.4	1.4	1.4	1.6
世界合計	17.6	20.5	24.9	26.4	22.8	23.9	28.9	25.9	23.5

FAO年報1955年版による。

* 戦前のドイツの全輸入量の内、現在の西ドイツ地域に輸入されたとと思われるものの推計。

の国際経済社会における地位をもつては、引上げを阻止することは出来なかつた。結局脱退したが、イギリスの小麦輸入は、戦前は輸入市場の三分の一を占めていたにも拘らず、戦後は六分の一弱しか占めなくなつてしまつてゐるために、その脱退は国際小麦協定を失敗に導くことはできなかつた。

輸出国側は協定の締結では成功したが、現実の小麦市場では苦闘する破目になつた。カナダは独自の立場からイギリスと貿易するようになつたし、合衆国は一九五三年の新MSA第五〇条（一九五四年七月以降は法律四八〇号、農産物貿易促進および援助法 Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954 による）で、いわゆるMSA小麦（余剰小麦）の輸出を始めた。この小麦競争はカナダと合衆国の閣僚級からなる「貿易および経済に関する合衆国・カナダ合同委員会」(the Joint United States-Canadian Committee on Trade and Economic Affairs) の一九五四年三月の声明により、一応終止符が打たれている。しかし世界の實際的関心が国際小麦協定よりも余剰農産物処理に移行してしまつたことは否定できない。第三次国際小麦協定は本質的変更をうけることなく一九五六年夏から発足した。しかしその役割は一層小さなものとなつてゐる。

註(一) 以下主として Helen C. Farnsworth, *International Wheat Agreements and Problems, 1949-56*, in *Quarterly Journal of Economics*, May 1956 による。これに関して唯是康彦氏による要約『過剰小麦の経済と政治』の26頁に「農業七、農林水産業生産性向上会議（一九五七年）」を参照。

- (2) H. Tyszynski, *Economics of the Wheat Agreement*, in *Economica*, Feb. 1949, p. 39.
- (3) FAO (J. W. Evans and S. D'Amico), *The International Effects of National Grain Policies, 1955* 参照。
- (4) United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, p. 43.
- (5) *Ibid.*, p. 43.
- (6) Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, p. 67.

- (7) この増産は特定品種でなくも蓄積さる。(Murray R. Benedict, *Can We Solve the Farm Problem? An Analysis of Federal Aid to Agriculture*, 1955, pp. 498ff.)
- (8) これに關しては D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture, A Study of Inconsistent Policies*, 1950 参照。その第九章では貿易政策と農業政策との矛盾の批判から發展して「国際商品協定」特に国際小麦協定を推奨して居る。
- (9) 第八〇議会上院農林委員会におけるフリントン(Carl C. Farrington)の声明。W. A. Brown, Jr., *The United States and the Restoration of World Trade*, p. 27 参照。
- (10) Murray R. Benedict, *Can We Solve the Farm Problem? An Analysis of Federal Aid to Agriculture*, p. 317.
- (11) *Ibid.*, p. 319. マキヤネキヤッタはこの補助金が一九五〇～五三会計年度で五五八百万ポンド達したことを示して居る。
- (12) 以下專ら J. G. Crawford et al. and A. A. Ross, *Wartime Agriculture in Australia and New Zealand, 1939～50*, 1954 参照。
- (13) *Ibid.*, p. XI.
- (14) この態度は一九五一年一杯続いた。「防衛上の直接の必要のみならず、増大しつつある人口に対して食糧を供給したり、輸入をまかなつたり、ドル問題の緩和にオーストラリアが貢献したりするために」(J. McEwen) オーストラリアが新しい増産政策に転じたのは一九五二年四月である(*Ibid.*, p. 182)。われわれはこの余剰コムプレックスの奇妙な持続に対して驚くと同時に、その国際小麦市場への影響、さらに一九五三年の国際小麦協定における価格領域の決定への影響に注目せざるを得ない。
- (15) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931～1951, 1952*, p. 222. 余り重要とは思われなかつたが、主要輸出国における当時の国内価格と国際価格との關係をいづくに述べよう。合衆国では国際価格が一九四六年七月～一九四八年六月の間、国内の九〇パーセント支持価格水準を大中に上廻つていたので、この支持価格は作用してはなかつた。アルゼンチン、オーストラリア、カナダの三国は輸出価格は合衆国の自由市場価格と歩調を合せていたが、生産者価格はアルゼンチンでは低く固定され、オーストラリアとカナダではプールされた価格になつていた。これらは国内消費者価格を低く抑えた結果であつたし、さらにカナダの場合は四年間にわたる Anglo-Canadian Contract of 1946 によるイギリス向け小麦の低価格をも反映していた。従つて合衆国以外の三国の場合も協定価格は国際価格よりも低く決まりうる条件にあつたのである。

このような低い生産者価格は、本文中に記した余剰コムプレックスと相俟つて、これら輸出諸国の増産を抑える効果がある。(Helen C. Farnsworth, *International Wheat Agreements and Problems*, p. 221.)

(16) *Ibid.*, p. 223.

(17) またブルムホールその他の小麦専門家は朝鮮動乱中に国際小麦協定による小麦の相対的低価格のために小麦危機がくるであろうと心配した。この危機を救つたのは合衆国内農業政策であつたとなすことができる。

五、若干の批判

一 最後に国際小麦協定に対して唱えられた若干の批判を紹介したい。賛成論と、各国の実際の立場からなされた反対論とは省略する。これらのうちの若干に関しては上述および附録において既に明らかであろう。他のものも大体類似の立場に立つものである。

なお、実際の立場からなされたものの好例は一九五三年のイギリスの議論であるから、これらの性質に関してはイギリスの立場を検討して一挙に処理することができる。イギリスの当時の立場はロンドン・タイムス(四月二三日)⁽¹⁾やエコノミスト(七月二五日)に明らかである。イギリスは一九五三年の国際小麦協定への不参加を一つの賭博^{ギャンブル}と考へていた。北アメリカにはふんだんに小麦があるので、一九五三年以降、必ず、小麦価格は二・〇五ドルの国際小麦協定による最高価格以下になるであろうと予想して踏み切つたのである。さらにイギリスはこの不参加を輸出側⁽²⁾の独占力、特に合衆国の国内農業政策が国際協定へ出しやばつてくる問題に対する挑戦と考へていた。「世界の小麦の最大輸入国としての取引上の立場を、最大の輸出国たる合衆国の取引上の立場に対して、われわれの政府は戦わせている。」(エコノミスト)と。そしてこの手段として、イギリスが、協定を脱退して、自由市場に参加することにより、協

定を弱める方向を選んだのである。

われわれは以上のイギリスの反対は国際小麦協定そのものに反対したものでないことを知るべきである。国際小麦協定の運用の拙劣なことに反対しているのである。勿論、われわれは現実の国際小麦協定がこの拙劣さを生む可能性をもつものであることは認める。しかし両者は別箇のものであることも認めるべきである。例えばヒックスは国際小麦協定が短期的には非常に費用のかかるものであるが、長期的にはイギリスの将来に希望をもたらすものであろうと推奨している。⁽³⁾多くの実際の立場からなされた反対論は主にこの種類のものであつた。

II 最初の批判は一九四九年の小麦協定が発足する前にペデルセン (Jørgen Pedersen)、「バーヂェス (Clare Burgess)」「ストレンヂ (H. G. L. Strange)」によつてなされた。⁽⁴⁾

まずペデルセンのものを取り上げるとしよう。彼の論点は二つに要約される。第一、農産物の価格変動が特に他の商品に較べて大巾であるという事実はない。われわれは両大戦間の大不況に際して、このような経験をもつてゐるが、第一次大戦前にはこのような経験もない。⁽⁵⁾従つて大不況の場合のような特に失業が充満してゐて資源が農業内部に止まらざるをえない場合に見られるような現象を一般化してはならない。このような場合に限り、農産物の供給弾力性は非常に小さいものとなるのである。その他の場合は供給弾力性はかなりの大きさを有しているのである。⁽⁶⁾

第二、以上のようなものであるならば、もし国際小麦協定によつて価格を安定した場合には、最高価格は増産すべき場合にその増産の効果を減少せしめ、最低価格は減産すべき場合にその減産の効果を減ぜしめる。⁽⁷⁾

われわれもペデルセンと同様に小麦の価格変動がそれ程大きなものではなかつたし、供給の弾力性が相当の大きさであることを認めたいと思う。しかし同時に、われわれは二つの問題を取り扱わなければならない。第一、国際経済

一般の安定は個々の国、個々の地域、個々の商品の市場の安定を決して意味しない。われわれは特殊商品の輸出に依存した経済の安定を計らねばならない。⁽⁸⁾ 第二、小麦生産が適応するを要するのは傾向的な需要の変動に対してであつて、この傾向からの乖離(例えば戦争等によるもの)に対してではない。また小麦の供給は播種面積と単位面積当り収量との双方に依存するのであつて、後者は天候異変等の影響を受けるのである。もちろん、われわれは安定と硬直性、伸縮性と不安定との境界線の困難さに遭遇することを認めるが、国際小麦協定は安定と伸縮性とを共に達成する目的を有するものであることを認めなければならない。

この場合にわれわれは二つの点を指摘しなければならないであろう。(a) 現行の国際小麦協定は二つの重大な弱点をもつものである。第一に、それは緩衝在庫に関する明確な規定をもつていない。国際小麦協定は適当な位置に適当な量の在庫を持つことによつて、出来うる限り突発的市场変動を処理すべきである。第二に、その価格領域の決定は恣意的である。一九五三年の価格の引上は、価格決定の拙劣さに基因する。従つて、もし価格領域が自動的、自由市場の動向に適應するようなスキームがあればその方を採用すべきであろう。これら二点とも既にニコラス・カルドア(Nicholas Kaldor) 氏の提案⁽⁹⁾に含まれていた処である。(b) もし緩衝在庫方式が適当に運用される⁽¹⁰⁾のであればその方を採用すべきであろう。元来、小麦市場の不安定性が小麦生産者または取引業者の資本の欠乏によるもの(上述一三頁)であるならば、市場の安定に足るだけの資本を公的機関が有てばよいのである。緩衝在庫方式に対する主要な批判の一つは、それが膨大な投資を必要とするものである⁽¹¹⁾ことである。しかしこの投資は必要なものである。第二の批判は在庫商品が、価格の改訂に伴つて、減価されるために絶えざる損失をうける⁽¹²⁾ことであるが、これがどの程度の額に達するか、また国際小麦協定で、輸出国、輸入国が自由市場の高価格、低価格時に具体的に感じる損

失より大であるかどうかはわからない。⁽¹²⁾

三 バーヂェスの批判は次の如きものである。すなわち、国際小麦協定は自由市場の一部を固定化するものであるから需要ないし供給の変動の影響はそこに集中されて、そこは非常に大巾な変動を経験して、そこから不安定化作用 (de-stabilising effect) が生ずるとなすものである。これは後にハリー・ジョンソン (Harry G. Johnson) により一層明確な形で展開される処となつた。⁽¹³⁾

需要に変動があつたと仮定しよう。この場合、協定による購入分は変動しない価格で購入されるから（これは最高価格の場合は消費補助金を受けるに等しく、最低価格の場合には消費税を支払うに等しい）、それに対するだけの支出は変化しない。従つて変動分の需要は専ら自由市場に集中されて、その価格変動は大巾となるであろう。いわば需要に対する価格変動の所得効果を減するのである。だからこの自由市場の不安定化作用は国際小麦協定による安定化作用から差引かれるを要するのである。従つて第一、小麦生産者、消費者の双方にとつて特殊な（かなり大きな正の）需要の所得弾力性を仮定すれば（この場合投機的在庫の変動に対する国際小麦協定の影響を無視する）、国際小麦協定の効果はないことになる。同様のことは供給の価格への適応に関してもいえるであろう。第二、「自由」市場価格の変動は価格領域の協定に関して悪い指針を与える。

われわれはこの第二の点に関しては、一九五三年の新協定の価格決定に際する不手際の経験からも賛成する。しかしこれに関しては前述のニコラス・カルドアの提案で処理しうるものである。第一点に関する補足はまず投機の動きを無視していることにおいてなされるであろう。われわれは既に（二三頁）、価格安定の主要手段の一つは正常な予想による在庫変動にあることを指摘した。しかしこの場合、自由市場の価格変動は一層大きくなつていたのであるか

ら、問題はこれが正常なる方向に作用するかどうかという点においてなされるであろう。もしこの健全なる在庫変動を助長するのであれば緩衝在庫の方が適当ということになる。尤もこの点でもニコラス・カルドアの提案で解決できる。次に、われわれは価格変動の激化、危険の増大の需給曲線への影響を考慮する必要がある。この点に関する詳細はフートン (F. G. Hooton) の「危険要素とくもの巢定理」⁽¹⁴⁾ にゆずつて結論のみを指摘しよう。価格変動の中の大きな場合は供給曲線は非弾力的になり、需要曲線は価格に対して弾力的になる。従つて価格変動の激化を危険要素の導入と解する限りでは、ジョンソンのいう効果は緩和されることになる。

最後にバーデェスとジョンソンの相違に注意したい。バーデェスは完全な自由市場を提唱している。しかしジョンソンは緩衝在庫案を提唱している。われわれは既に見たように、国際小麦協定に代るのは決して自由市場の経済ではない。一層制限的、ナシヨナリスティックな農業支持政策である。この意味ではバーデェスの所論は的を外したものとなしうるのであろう。ジョンソンとの比較は次節の結論の処でなすであろう。

しかしバーデェスおよびジョンソンの批判から離れる前に、ただ一点のみを指摘しておこう。バーデェスおよびジョンソンは狭められた自由市場における一層大巾な価格変動が不安定化要因をなすといつてゐる。しかしニコラス・カルドアによると、この大巾になつた価格変動は生産者に対して一層強い刺戟を与える筈である、従つて需要変動に対する供給の適応は一層促進されるであろうとなすのである。⁽¹⁵⁾これが促進されないのは各国が国内の生産者に対して「自由」市場の大巾な価格変動を伝ええないような政策を採用しているからである。従つて各国は二重価格制度を設け、一定の割当量までは約定価格を支払われるが、それをこえる量に対しては「自由」市場価格をうけるようにすればよゝ。

四 ストレンヂの批判も主として自由市場の機能に賛成する立場からなされている。ここで採り上げるを要するのは彼の「国際会議がもたれる時には、ただ全くこのような協定に賛成であると前以つてよく知られている人々のみが公的に参加せしめられ」⁽¹⁶⁾、これに対して批判的意見のものは最初から討議に参加の機会を与えられていないという主張である。同様の批判は一九四二年の『協定覚書』の際にデーヴィス (Joseph S. Davis) から發せられた⁽¹⁷⁾。彼は一九四二年の協定の起草と討議は、一般の参加を許さないような形で、秘密裡になされてしまつたと主張している。われわれは国際商品協定の討議が、草案作成のような場合に限らず、一般の場合でも、いつも少数の特殊な人々の間でのみ交換されているのを残念に思う。

五 最も徹底した批判は最近マーフィー (J. Carter Murphy) によつてなされた⁽¹⁸⁾。彼は国際小麦協定の目的は生産の拡大、国際収支の安定、および所得の安定にあるとして順次にこれを吟味した。いうまでもなく、ここに掲げられた目的には第三節での記述では触れなかつたが、これら三つは普通にも国際小麦協定の目標といわれているものである⁽¹⁹⁾。われわれはこの見解に必ずしも賛成するものではないが、問題の性質を理解する上に、これを採り上げたいと思う。もつとも紙面の都合上、極端に省略した形で取扱う。

(a) 生産の拡大。これに関する通常の主張は次の如くである。すなわち、不確実性は生産を阻止する、価格安定は不確実を減ずる、従つて価格安定は生産を拡大すると。マーフィーによるとこれは二つの効果の合成物である。第一は価格安定の確實性への効果であり、第二は、価格安定が現在および予想された費用・価格関係の水準に及ぼす影響を通じての生産に及ぼす効果である。第一の効果は、費用要素の価格は生産物の価格よりも予想しやすいのであるから、もし生産物価格が確實になれば、生産者にとつて予想収益が確實なものとなるであろうという論理と、安定した

所得は不安定な所得よりも魅力的であるという推量とに基いている。しかしこれらの効果は短期的なものであつて、長期的には、この有利性は土地などの再生産されない生産要因の価格に資本化されてしまうとマーフイーは指摘する。第二の効果は、価格安定が一般的にインフレ的傾向がある場合には価格騰貴を押える力をもつので、生産を阻止するように作用し、デフレ的傾向の場合には促進的に作用する（第一次効果）。これに対して一般には「自由」市場の価格の大巾な変動の限界的生産の部分に対する強い刺戟を主張する（第二次効果）が、マーフイーによればこの第二次効果は、先の第一次効果よりも大きくない。

従つてマーフイーによれば、以上に関する限り、安定の増産効果はそれ程確実なものではない。残された唯一の効果は各国の政府が、この安定の結果として、当該商品に対する貿易上の障害を撤去するであろうという点にかかる。しかしこれも彼によれば、元来「競争的」市場の原理と矛盾しないものであつて、商品協定に代替する経済は自由市場の経済ではない。従つて

われわれの見解によれば、屢々繰返して来たように、商品協定に代替する経済は自由市場の経済ではない。従つて彼の最後の指摘は的を外したものと*いわざるをえない*。彼の見解で注目しているのは、彼の有利性が長期的には再生産不能の生産要因に資本化されるという主張である。これは曾つて農業保育関税に関して論ぜられた処である。われわれは価格安定の増産効果に常に大きなものであるとはなしえないことを認めなければならないであろう。

(b) 国際収支の安定⁽²⁰⁾。この点に関してはわれわれはマーフイーの主張に全く賛成せざるをえない。第一、輸入国の国際収支の順（逆）調は輸出国の国際収支の逆（順）調である。第二、インフレ的傾向の時は国際収支は、商品協定によつて輸出入量が固定されるために、輸出国に不利に、輸入国に有利に作用する。デフレ的傾向の時は逆である。

第三、最近の国際収支分析モデルによると、一国の国際収支は外国にインフレが発生した時、また自国内にデフレが

発生した場合に有利化する。逆の場合には不利化する。従つて国際商品協定によつて輸出国側の国際収支は、インフレ、デフレが共に外国で発生した場合に安定化し、逆の場合に不安定化する。輸入国側に関しては逆のことがいゝるのであろう。要するに国際商品協定タイプの市場安定策は常に国際収支を安定化するとはいへない。

(c) 所得の安定。彼はこの問題に対して所得効果、投資効果、貨幣効果、為替効果、価格効果の観点から検討する。主要な批判点は貨幣所得の安定と実質所得との安定は必ずしも一致するものではない、そして、特に消費国の、所得安定は達成されない場合があるという点である。

われわれは、紙面の節約上、マーフィーの批判を全面的に取り上げえないのを残念に思う。われわれは彼の批判から多くの新しい観点を看取しうることを認めると同時に、特に次の三点を指摘したいと思う。第一、国際小麦協定は決して万能薬ではないのであつて、輸出入双方の所得の安定のみに重点をしぼるべきである。もし国際収支の安定に主要目標があるのであれば緩衝在庫案の方がすぐれているであらう。(もつとも緩衝在庫案は需要変動に対する供給の適応の過程を緩慢化させる作用をもつ。) 第二、国際小麦協定参加国全体の利益とは別に、その利益が輸出国側により多く分配されるか、輸入国側により多く分配されるかの問題が検討されるべきである。第三、国際商品協定は単に「輸出入諸国の双方における国内安定方策の拡張としてみられる」⁽²⁾べきではない。この国際間の取引の過程に多くの複雑な要素が介入する。

註(1) この骨子は磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』、序文五―六頁に再掲されている。

(2) このような可能性に対する反省は合衆国の経済学者によつても、純理論的レベルでもなされている。例えば国際連合の国際商品協定の推奨に対するミクセルの批判参照。(Raymond F. Mikesell, *Economic Doctrines Reflected in U. N.*

- Reports, in *American Economic Review*, May 1954, p. 576.)
- (3) J. R. Hicks, The Long-run Dollar Problems, in *Oxford Economic Papers*, June 1953, p. 135. その結論は国際小麦協定が増産効果をもたらす立場に立つ。
- (4) 何れの International Conference of Agricultural Economists, *International Wheat Agreements*, 1949. 所収。本節では戦後の国際小麦協定に向けられた批判のみに限定する。
- (5) これはフーンヌワームの主張を採る事案である。(Helen C. Farnsworth, *International Wheat Agreements and Problems*, 1949~56, pp. 242~3.)
- (6) これは理論的には一層精巧な形式でモンバトン及び展開されたものである。またフーンヌワームとモンバトンの小麦に対する実証的理論的研究も参照。(D. Gale Johnson, The Nature of the Supply Function for Agricultural Products, in *American Economic Review*, Sept. 1950. Helen C. Farnsworth and William O. Jones, Response of Wheat Growers to Price Changes; Appropriate or Perverse? in *Economic Journal*, June 1956.)
- (7) これはサトウキビ等よりなる経済安定に関する委員会の報告で、特定商品価格の硬直性は全体的経済を不安定に導くのであるという形に述べられたのである。(The Problem of Economic Instability, a Committee Report, in *American Economic Review*, Sept. 1950, p. 537.)
- (8) 逸見謙三「商品準備通貨案の「スプ」」二四九頁。
- (9) 磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』。
- (10) これは在庫量が増えたり、枯渇したりしないう水準に価格が決定され、維持(政訂)されることを意味する。
- (11) 前出一九頁。また United Nations, *Measures for International Economic Stability*, pp. 22~3.
- (12) 詳しくは逸見謙三「商品準備通貨案の「スプ」」を参照するべきである。
- (13) Harry G. Johnson, The De-stabilising Effect of International Commodity Agreements on the Prices of Primary Products, in *Economic Journal*, Sept. 1950. またモンバトンは需給面の分析、ケーンズは供給面の分析に問題の重点をうつす。更に Frank Golay, International Wheat Agreement of 1949, in *Quarterly Journal of Economics*, Aug. 1950; C. D. Harbury, Commodity Agreements and Price Fluctuations, in *Economic Journal*, Sept. 1951: 11.

Tyszyński, Commodity Agreements and Price Fluctuations, in *Economic Journal*, Sept. 1951. 参照。

- (14) F. G. Hooton, Risk and the Cobweb Theorem, in *Economic Journal*, March 1950.
- (15) 磯辺俊彦訳『国際小麦協定の経済学』三六頁
- (16) International Conference of Agricultural Economists, *International Wheat Agreements*, p. 67.
- (17) Joseph S. Davis, New International Wheat Agreements, p. 30.
- (18) J. Carter Murphy, Bulk-Purchase International Commodity Agreements, in *Journal of Political Economy*, Dec. 1956. 筆者は本論文の準備の最後の段階はこの論文に接した。
- (19) H. Tyszyński, Economics of the Wheat Agreement, p. 32.
- (20) S. Caine, Instability of Primary Product Prices: a Protest and Proposal, in *Economic Journal*, Sept. 1954. 参照せよ。
- (21) FAO, *The Long-term Contrast*, 1953, p. 3.

六、結 論

われわれの以上の検討は、紙面の都合上十分に取扱わなかつた二つの点で補われるを要する。第一、他のタイプの商品協定、特に国際緩衝在庫協定との比較は本稿では断片的になしたのに止まる。従つてこの点稿を改めて行ふを要する。第二、マーフイーが示したような多くの側面からの純理論的な推理は推し進めるを要する。これらに関しては別の機会にゆずりたい。

われわれの以上の検討は次の事を明らかにしている。すなわち、国際小麦協定はシステムの制度的わく(the institutional framework of the system)とシステムの運用(the operation of the system)とを分けて考えなければならぬことである。⁽¹⁾ 勿論両者が密接に関連しあつてゐることは否定されない。しかし、この区別は、われわ

れが国際小麦協定が成功したか否かを論じる場合に明瞭となる。われわれは国際小麦協定が首尾よく存続したことを目して成功であつたとなすことも出来よう。しかしまた、国際小麦協定が市場安定に実際に役立つたということを目しても成功であつたとなすことが出来よう。

前者の意味では戦後の国際小麦協定は完全に成功である。第一、それは一層ナシヨナリスティックな小麦政策に代る互恵的な国際制度として存続した。われわれが、戦後の世界経済が深刻な不況に遭遇していないこと、従つてそのような場合には崩壊する可能性を有するものであることは認めないわけにはゆかぬ。しかし、たとえ崩壊したとしても、それが一九三〇年代に蒔かれた国際的共同行為の成長の過程にあるものであることは否定しえないであろう。

以上のことは、小麦問題の解決は、国際小麦協定によつてなされるのが最も能率的であるという意味にはならない。北米に存在する余剰小麦は別個に解決されねばならぬ⁽²⁾であろうし、小麦生産国の国際収支問題も別個に取り扱われなければならない⁽³⁾であろう。

第二、それは国際連合の全体的国際経済政策の一環として、その存続が国連政策の実施に具体性を与えている。筆者は国際小麦協定の存続は国連政策の網の目の一つを守ることにより、全体の実施の可能性を増大しているものと考ええる。

次にわれわれは国際小麦協定の制度的わくが次の三条件に支えられていることを認めたい。第一、国連政策がその唱導をなした⁽⁴⁾こと、第二、生産国側が、おのおのその理由は異なるが、国際小麦協定を強く支持するような国内事情を有していたこと、第三、イギリスの購入独占者 (monopsonist) としての地位が弱まつたこと、の三条件である。

運用の面で戦後の国際小麦協定が成功であつたか否かは評価の困難な問題である。この面の成功の程度はこの政策

を遂行するに要する費用とそこから生ずる利益との比較によつてなされるであらう。しかし何れも数量化しにくいものであることを指摘したい。しかし三点が指摘される。第一、その顯著な例はマーフィーの批判であるが、国際小麦協定に万能的多目的を負わせ、その何れかにおいて効果が無いことを指摘するのは的を失している。第二、一九五三年の価格領域の決定は確実に不手際であつた。第三、一九五三年の新協定にニコラス・カルドアの提案を含ませなかつたことは拙かつた。

私の以上の敘述だけでは、戦後の国際小麦協定が、そのまま存続されべきものであるかは断ぜられない。本節の最初で述べたように、国際緩衝在庫案との比較は別になされるであらうし、マーフィーのような純經濟理論的検討は一層なされる必要があるであらうし、更に、現在の国際連合の全体的國際經濟政策や他の國際的国内的小麦政策とよく調和しているものであるかどうかとも検討されねばならない。二点が強調されるに値する。第一、国際小麦協定は戦後の過渡期において最も採用され易い型を選んだものであつて、他に、理論的には、これよりも一層望ましいタイプの國際商品協定(例えば國際緩衝在庫)があつたとしても、それを採用した功績は否定されるはならない。第二、國際商品協定がどの程度の効果を有するかは、それが秀れた制度的わくを有していることに依存するのは勿論であるが、また加盟各国にその制度的わくを支持したり、それを効果的に運用したりしようとする意志があることにも依存している。この側面では國際商品協定があるから國際協力がなされるのではなくて、國際協力の意志があるから國際商品協定が巧妙に運用されるのである。

註(一) 筆者はこの区分に関する示唆をジ・マンソンに負ひてゐる。(D. Gale Johnson, *Trade and Agriculture, A Study of Inconsistent Policies*, pp. 153-7.)

- (2) 筆者は「農産物過剰問題」においてこれに觸れた。
- (3) 拙稿「商品準備通貨案について」参照。
- (4) これは国連の職員、例えばFAOのブラウ女史によつてもなされてゐる。
- (5) フォトンに関連して、筆者が提起した問題も勿論忘れらるべきではなからう。

(研究員)

附録Ⅰ

国際小麦協定の歴史

一 「一般の人には、国際小麦協定は約二〇年にわたり往來定まりのないものとして映じているが、その立案に従事しているものにとつてはそれは継続的前進的過程なのである。」⁽¹⁾ われわれはこゝで一般の人々のためにその継続的努力の歴史を簡単に記そうと思ふ。

一九三一年の最初の小麦會議から一九四二年の「協定草案及び草案仮協定」の前後に至る経過に関してはスタンフォード大学食糧研究所『小麦研究』(Wheat Studies)に詳しく、また戦後の小麦協定運営の歴史に関してはファーンズワース教授の論文「一九四九—五六年国際小麦協定とその問題」(Helen C. Farnsworth, International Wheat Agreements and Problems, 1949—56, in Quarterly Journal of Economics, May 1956.)が優れてい

⁽²⁾ 更に一九四九年の小麦協定に至るまでの四つの協定の全文は国際農業經濟学会編『国際小麦協定』(International Conference of Agricultural Economists, International Wheat Agreements, Vol. I, No. 3 of the International Journal of Agrarian Affairs, Sept. 1949.)の附録に集録してある。尚つてこの國連の出版物、特に『國際商品問題評論』(Interim Co-ordinating Committee for International Commodity Arrangements, Review of International Commodity Problems.)⁽³⁾ 各年々戦後の公式記録として有益である。

二 最初の国際小麦會議 (the first International Wheat Conference) は国際農事協會主催の下に一九三一年三月四月ロンドンで開つた。また第二回国際小麦會議は同年五月ロンドンで開

て開催されたが何れも失敗に終つた。これらは一九二七年ジュネーヴで開催された国際経済會議 (International Economic Conference) において世界農業の窮乏が特別の注目を惹いたことに端を發する。そしてこの問題に関する國際會議が一九三〇年一月から一九三一年五月の間に実に一六回も開かれたのである。⁽⁴⁾

上述の二回の會議はこれら一六回の會議の最後の二回であつて、第一回の失敗は準備の不足によるものであるが、その決議が「小麦輸出諸国の代表……は出来るだけ早い機会に会合し、一九三一年産小麦輸出の國際的規模での計画の立案をなすことが望ましい」となしたことにより、第二回國際小麦會議が召集されたのである。従つてこの決議は以後三〇年間の継続的努力の第二のステップをなすものである。

第一回國際小麦會議以前の討議の中からは次の三点を指摘することが重要である。第一は合衆国がこの會議に参加しなかつたという事実である。以後、戦後の小麦協定に至るまで、合衆国の参加の程度は會議の成否を決定する大きな要因であつた。第二回國際小麦會議の主目的の一つは合衆国の参加をえて、改めてこの問題を討議しようという点にあつた。第二、ヨーロッパの小麦生産者は、その頃の世界における小麦需要に対する供給の相対的過剩の一部をも決して自分達の責任とは考えなかつたのであつた。従つて自分達の生産制限の必要を少しも認めなかつたのである。

戦後の國際小麦協定 附録 I、國際小麦協定の歴史

第三、ヨーロッパの小麦過剩諸国は問題をヨーロッパ内部で処理しようとした。彼等は「自分達はヨーロッパ輸入市場において歴史的正当性を有しており、従つてヨーロッパ以外からの小麦よりも優先権と特惠の保証を与えられるべきだ」と考えた。このような特惠条項が効果を發揮した場合には、ヨーロッパ以外の小麦生産者価格を引上げないことはいうまでもない。

以上三点は以後の國際小麦會議においても重要な成否の要因となつたものであつたので特に指摘した。

三 第二回國際小麦會議は輸出国のみの出席の下に開催された。これは先に引用した決議に従つたものであるが、当時までに消費の増大が早急に望みえないこと、また小麦作付面積の制限が不可能なことが判明していたので、第三の方法として輸出国側の立場を強化するという方法が採用されたものである。輸出諸国の一致した行動 (concerted action) である。

この會議の失敗は第一、合衆国代表が輸出の政府統制に対して法的見地および経済的見地から消極的立場をとつたこと、第二、ソ連代表がその戦前の輸出量、年間一三五百万ブッシェルの輸出割当を主張したことによるものである。第一次世界大戦中の経験によると合衆国は他の諸国よりも行政力の行使において憲法上の制限を多く受けているのである。そして國際協定による輸出割当が効力あるために必要な合衆国の参加には憲法に附加条項を

附する必要が生じたのである。従つて輸出割当方式には合衆国の参加をうることができないことが明らかとなつた。

一九〇九—一四年平均のソ連の年間小麦輸出量は一六四百万ブッシェルであつたが当時のソ連の紙輸出は殆んど皆無だつたのである。われわれがもしソ連の上述の主張を認めるとすれば、同様の傾向にあつた中央ヨーロッパの諸国に対して同様の主張を認めなければならぬであらう。これは一一〇百万ブッシェルと考えられる。爾余の五大輸出国、合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、インドに対して一九二四—二九年平均による輸出を認めるとすれば七九一百万ブッシェルとなる。従つてこれら主要国全体の輸出量は一、〇六五百万ブッシェルとなる。この数字は一九三〇年以前における最大の輸出量を一三パーセント弱上廻るものである。かくして、このソ連の主張によつても輸出割当方式は不可能となつたのである。

四 第三回国際小麦会議もロンドンにおいて一九三三年八月に開催された。この会議の結果最初の国際小麦協定が生れた。一九三一年の会議以来ならぬ努力もなされなかつたとはいふのではないが、直接にはこの年の六月七月に同じロンドンで金融経済会議 (The Monetary and Economic Conference) が開催され、

その席上で国際小麦会議の開催が強く要請されたのである。アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、合衆国の四大輸出国と一八

のヨーロッパの国々が参加した。

一九三一年の諸代表は輸出統制を重要視していた。従つて提案も輸出割当、輸入割当であつた。しかし一九三三年頃には三重統制 (tripart control) —— 作付面積統制、価格統制および輸出統制——の必要が認識されるようになっていた。この会議の目的は次の二項目に分けられるであらう。第一、過去四年以上にわたり小麦市場を圧迫してきた異常暴騰高を減少せしめる目的をもつて、輸出を有効需要に調節するための国際協定を結ぶこと。第二、農民に対し採算を保証し、かつパンの消費者に対し公正であるような水準まで小麦価格を引上げ、そこで価格を安定せしめること。(これらは最終条約の一般目的のところでも明示されている)。

この目的を達成する過程における諸困難、例えば収穫変動に対処しての十分なる屈伸性をいかにして保証するか、主要輸出国間にどのように割当を配分するか、あるいは輸出国側の利益と輸入国側の利益とをどのように調整するか等はこの会議で克服されたものと信じられ、協定は一九三三年八月二十五日調印された。これは「物語の最終回ではあるが最終章ではない」といふのである。

協定は次の三つの部分よりなる。第一、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、合衆国その他の輸出諸国は一九三三年八月一

日より一九三四年七月三十一日に到る間に総量五六〇百万ブッシェルの輸出割当を承認する。一九三四年八月一日より一九三五年七月三十一日に到る間には、輸出諸国は事実上それら諸国の作付面積を一五パーセント減反せしめた場合の輸出割当を承認する。

第二、輸入国側は小麦作付面積を増加する等の市況圧迫の一切の手段をとらない。そしてもし小麦価格がブッシェル当り六三・〇二ゴールド・セント（リヴァプール輸入価格）以下になつた場合は、輸入関税を引下げる。第三、調印諸国は小麦諮問委員会（Wheat Advisory Committee）を設置する。この委員会は事務局をもち、輸出入双方の利害を代表し、協定の運用と適用とを促進することを目的とする。

一九三三年の協定は主としてアルゼンチンの態度によつて破壊された。これは収穫予想の錯誤からもたらされたものである。一九三四年の一月中頃には最初の収穫予想より遙かに大きな収穫が予想されるようになった。カナダに関しては問題はなかつたが、アルゼンチン、オーストラリア、合衆国の年度末在庫は最初の八月の予想より大きくなるであろうことが次第に明らかになつてきたのである。合衆国では国内価格が既に高かつたのであるから、政府統制のない場合には適当量の輸出と、小麦国内価格とが双方保証されることはありえない。従つて合衆国に関しては輸出割当に関する問題は小さいといつてよい。

しかしアルゼンチンとオーストラリアにとつては問題は重要であつた。両国は年度末の国内在庫を増大せしめるか、割当の増加をせまるかの何れかを選ばなければならなくなつた。幸なことにはオーストラリアのこの問題は政府の問題とはならずにつた。オーストラリア農民の間に、新産小麦を自分たちで保持しようとする強い傾向があつたのである。アルゼンチン政府のみが一九三四年の前半を通じて輸出割当の増加を要求し続けたのである。この要求は不成功に終り、五月一日に到りアルゼンチン政

第1表 小麦作付面積の変遷：1928~35
(単位：百万エーカー)

	1928~ 32年平均	1933	1934	1935
合 衆 国	59.9	49.4	43.4	51.2
カ ナ ダ	25.5	26.0	24.0	24.1
オーストラリア	15.7	14.9	12.5	12.0
アルゼンチン	18.3	17.2	11.7	15.9
以 上 計	119.5	108.3	97.1	99.0
ダニューブ諸国 ^(a)	19.5	19.9	19.5	20.7
ソ 連	80.0	82.0	87.1	91.6
その他ヨーロッパ	53.7	57.9	58.1	58.2

Wheat Studies による。

(a) ハンガリー、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ブルガリアの合計。

府代表は遂にこの小麦の最低国際価格を維持する計画には参加しないことを表明した。(アルゼンチン政府の輸出要求は一五〇百万ブッシェルで当初割当量一〇百万ブッシェルを四〇百万ブッシェル上廻るものである。)リヴァプールの輸入小麦価格はブッシェル当り四〇ゴールド・セント以下になつたが、ヨーロッパ諸国ではなんらの貿易障害の除去も見られなかつた。従つて小麦諮問委員会が一九三四年一月ブダペストに開かれた時には、繰越量の減少という考えは未熟なものであることが明らかとなつた。小麦協定再建の数度の試みは失敗に終つた。

続いてわれわれは、上述の直接的破壊要因の背後に横たわる若干の失敗の原因を指摘したい。

第一表で明らかなのは作付面積の減反が四大輸出国に限られていることである。その他の諸国ではむしろ増加している。このヨーロッパ諸国における小麦作付面積の増加は小麦の国際統制を一層困難なものとした。もともと一九三三年の国際小麦協定には、輸入国側には何等の減反計画がなく、輸入国側は自国の作付面積を所与のものとし、それから輸入需要を推計し、それと輸出国側で輸出されるであろう量の推計との差額だけを、すなわち必要減反総面積を輸出国側におしつけたのである。この輸入国側の態度こそ、一九三三年の国際小麦協定を失敗に導いた原因といわれている。⁽⁹⁾

更にわれわれは四大輸出国でかなりの減反がみられたにもかかわらず問題がさつぱり解決しなかつたことを看取しなければならぬ。この協定の重要手段たる作付面積の統制ではその目的たる小麦価格の安定が期しえられないのである。(価格を直接統制しないことが一九三三年の協定の重要特徴の一つである。)

五 この一九三三年の協定の失敗は、一時協定熱を減退せしめた。また一九三五〜三八年の間に見られた早魃のために莫大な繰越量も次第に減少した。このような条件の中で小麦諮問委員会が存続し、新しい国際協定のための準備が続けられたのである。その努力は一九三八年春から新協定のための政府間の討議として始まり、一九三九年一月のロンドンにおける会議から表面化した。これは一〇カ国からなる準備委員会であつた。そして一九三九年九月ヒトラーがポーランドに進駐する少し前に新協定の草案を作り上げた。

この努力の最大の推進者は当時合衆国の農務長官(ヘンリー・ウォールズ(Henry A. Wallace))である。彼は中国およびソ連を除く一九三八年の世界小麦収穫がそれ以前の六九年平均の年間小麦消費量を二〇パーセントも越えたこと⁽¹⁰⁾から、戦後も小麦過剰の問題は再現するであろうことを確信した。

そして戦争による中断を再開するために第四次国際小麦会議が一九四一年七月から一九四二年五月にかけてワシントンで開催さ

れた。これを通常、ワシントン小麦会議 (Washington Wheat Meeting) といっているが、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、合衆国の四大輸出国とイギリスのみがこの会議に参加したのが特徴的である。これは準備会議と本会議とからなり、準備会議では包括的協定の予備草案が作られた。六月二十七日には「協定覚書及び草案仮協定」(Memorandum of Agreement and Draft Convention) が承認され、発効した。これは主として戦後の小麦協定の準備として作られたものである。

すなわち、当時の解説者の言明によると、「この国際小麦に関する取りきめは、この商品に関する将来の発展の可能性のみに限らず、将来おこるであろう或る種の国際協力の可能性をも示すものである。それは戦後のためになされた最初の特別な国際的取りきめであり、その故にまた、他の国際商品協定の雛型として使用されるものであることも疑いない。」「直ちに小麦協定を締結するには四つの基本的理由がある。……すなわち、(1) 現に海外四大輸出国にある深刻な小麦過剰問題、(2) 戦争直後に、また可能と考えられた場合にはそれ以前に、必要とされるであろう小麦援助、(3) 戦後に発生するであろう小麦戦争と、その深刻なる経済的政治的影響を防止するために採用さるべき戦後国際小麦貿易の安定のため¹¹⁾の共同行為、(4) 戦争終結直後には国際小麦会議を開催すること¹¹⁾が難しいであろうという予想……の四つである。」

戦後の国際小麦協定 附録 I、国際小麦協定の歴史

「協定覚書」は要約して次の三つのことを規定した。第一、戦災地域その他必要な地域に対する政府間救済のための小麦プールの設立、第二、四大輸出国は過剰在庫の累積を最小ならしめる目的をもつて生産統制のための積極的方策を講ずる。第三、上述の事項その他の運営のために必要な国際小麦委員会 (International Wheat Council) を設立する。これは小麦諮問委員会 (Wheat Advisory Committee) に代るものである。

なお以上に加えて四つの了解事項がある。一、必要と認められた時には合衆国政府は国際小麦協定のための小麦会議を召集する。二、「草案仮協定」は将来の国際小麦会議に提出されるものであり、また必要な場合には、暫定的諸方策の基礎となるものである。三、戦争終結以前に一層広範な国際会議からの包括的な国際協定が生れない場合には、戦争直後の混乱を防止するために、上述五カ国相互の間では小麦の生産、在庫、輸出の統制、およびその管理に關し、「草案仮協定」を満場一致により発効せしめる。四、価格統制に關する「草案仮協定」の規定も、戦争終結その他により必要が生じた場合には、満場一致の同意によつて発効する。従つて「草案仮協定」は単なる草案以上の極めて重要なものである。

「草案仮協定」は前文、貿易の拡大、生産統制、在庫、輸出統制、価格統制、救済プール、委員会、実施委員会その他、ほとん

と完全な国際協定の形式を有している。しかし備蓄在庫、生産統制、輸出割当、価格統制の四本柱になつてゐること、そして直接価格の統制をうたつてゐることが全体の構成におけるこの協定の特徴である。更にその背景になつてゐる基本的考え方、いわば哲学はその前文に明らかであるが、以前の協定のそれとは若干異つてゐる。すなわちその第二節に「提示された〔小麦〕問題の解決は世界経済再建計画のいずれにとつても基本的部分と考えられるべきである」と記されてゐることに明らかのように、経済の安定政策が経済発展政策との関連の下に考察されるようになってゐるのである。

最後に、在庫量とか統制さるべき価格とかに関して、戦後の国際協定におけると殆んど同じ水準の定義が見られることも「草案仮協定」の特徴である。すなわち過剰在庫、余剰在庫、備蓄在庫、安全在庫 (excess stock, surplus stock, reserve stock, security stock)、*fairly*に合理的価格、公正価格 (reasonable price, fair price) 等の概念が明示的、含蓄的に規定されてゐるのである。以上三つの特徴から判断して、われわれは一九四二年の暫定協定を目して従来の協定中最も完全なものであり、殆んど戦後の諸協定と同じ水準にあるものと考えることができる。

ソ連政府は国際小麦会議の強化を要求した最初の国である。一九四四年一〇月にはソ連に対して特別の招待状が送られた。そ

の後数回にわたる招待にも拘らず、ソ連は実際には受け容れなかつた。しかし続く三カ年に、二八カ国が加入するまでに協定は拡大された。

六 戦後の小麦協定に関しては簡単な日誌程度を記すに止めた⁽¹⁹⁾。

第五回国際小麦会議はロンドンにおいて、一九四七年三月一日から四月二三日まで開かれた。一九四二年のワシントン会議で設立された国際小麦委員会は、この会議に協定草案を提出した。草案の重要点は最低、最高価格それぞれ一・二五、一・五五ドル、輸出統制、および調印輸入国の緩やかな生産統制からなる。

この最後の点は、一定量を輸入すること、または国内産小麦、輸入小麦の国内価格を漸次に一・五五ドルに調整すること、または国内小麦生産を会議の決定にかかる基準年の水準に制限する、の三方法のうちの何れか一つを選択することになつてゐた。

この会議で記憶すべきことが二つある。第一はこの会議の不成立の原因である。この会議の不成立はア

第2表 第五回(1947年)国際小麦会議における最高最低価格 (単位: ブッシュェル当リ、カナダ)

	最格	高格	低格
1947/48		1.80	1.40
1948/49		1.70	1.30
1949/50		—	1.20
1950/51		—	1.10

ルゼンチンと英国との態度によるものである。アルゼンチンは會議の当初からこの協定には参加しないことを決めていた。英国は會議の後半に到つて、価格の点で折り合えないことを明らかにした。その価格というのは第二表に示す通りのものである。第二はワシントン會議の成果たる協定草案が多くの批判の対象となり、全く異つた形式の協定草案が出来上つてしまつたことである。この新しい協定草案は、本文に示してあるような現在の輸出入諸國政府間の多角契約型の協定である。従つて生産統制に関する規定はない。

第六回國際小麦會議（より正確には國際小麦委員會特別會議 Special Session of the International Wheat Council）は、一九四八年一月二八日から三月六日までワシントンにおいて開かれ、一九四八年八月一日以降五カ年間継続の國際小麦協定に対してオーストラリア、カナダ、合衆國の三輸出國と三三カ國の輸入國が調印した。この協定は一九四七年の草案と同じ形式の多角契約型のものであるが、最高価格は二・〇〇ドルであり、最低価格は五カ年間に一・五〇ドルから一・一〇ドルに引下げられるようになった。

しかしこの協定も失敗に終つた。というのはトルーマン大統領の懸命な要請にもかかわらずそれは上院分科会で批准されずに終つたからである。このために六月一日に到つてもわずか調印國の

一二カ國が批准したに過ぎないし、六月六、七兩日のワシントン會議では英国、オーストラリア、デンマーク、エール、ニュージーランド等が正式に脱退を聲明してしまつた。

ところが同年の大統領選挙で再度トルーマン大統領が選ばれ、また民主党が兩院で多数の議席を獲得したことから再び國際小麦協定の希望が生れてきた。一月二四日のFAO會議の席上で大統領は遺憾の意を表明し、再度小麦協定が締結された場合には批准の努力を約束した。ここから新しい希望が生れて、一九四九年一月の會議になるのである。一九四八年一月三日に準備委員會が開かれ、合衆國は新しい小麦協定のための會議をワシントンに召集するように勧告した。

この會議は第七回國際小麦會議で、一九四九年一月二六日から三月二三日にわたりワシントンで開かれた。この頃には國際小麦市場は明らかに輸出側側に不利な様相を示し始めていた。そして小麦協定の締結に関してはどちらかという悲觀的雰囲気のうち會議が開かれたのであつたが、アルゼンチンとソ連との兩國代表の参加によつて會議は活氣を帯びた。だがアルゼンチン代表は早くも一月二七日に協定に調印しがたい旨を明らかにし、二月一八日にはその旨を再度言明して會議に暗影を投じた。また同一八日には、ソ連が輸出割当七五百万ブッシェル（これは約定購入量全体の一・五割に相当する）を要求したと、他の輸出諸

国がソ連に対して、五〇百万ブッシェル以上の輸出を認めることは出来ないとなしたこと、との両要求の調節がとれないことが明らかになった。

結局重要輸出国の参加はオーストラリア、カナダ、合衆国の三カ国に止まつたのである。最後の調印日、四月一五日には四一カ国が調印し、唯一の例外はパラグアイのみであった。新協定で必要とされた六月一日までの重要国の批准も行われて、ここに戦後の国際小麦協定が八月一日から発足することとなった。

新協定の本質はその直前のもの一九四八年の協定と全く同様である。但し実際上は重要となる次の四つの相異点がある。第一、協定期間が一九四八年の協定の五カ年から四カ年になった。もつとも一九四七年の草案は四カ年であった。第二、約定年取引量が一九四八年の一三、六〇八メートル・トン（五〇〇百万ブッシェル）から一九四九年の一三、四一八メートル・トン（四五六百万ブッシェル）に減じたことである。第三、約定最高価格が表に示す様に引下げられたことである。第四、一九四九年の協定には在庫に関する規定が全くなくなつてしまつた。一九四八年の協定では価格安定の目的をもつて輸出国が保持すべき在庫量に関する精巧な規定があり、また特定の場合には輸入国も在庫を保持するようになつていたが、一九四九年の協定では単に輸出入双方とも適当量の在庫を保持するよう努めるべきであると規定されているだ

第3表 第六、七、八回(1948, 49, 53年)国際小麦会議における最高最低価格

(単位: ブッシェル当り
カナダ・ドル)

	最 高 格 格	最 低 格 格
第六回		
1948/49	2.00	1.50
1949/50	2.00	1.40
1950/51	2.00	1.30
1951/52	2.00	1.20
1952/53	2.00	1.10
第七回		
1949/50	1.80	1.50
1950/51	1.80	1.40
1951/52	1.80	1.30
1952/53	1.80	1.20
第八回		
1953~1956	2.05	1.55

けである。

かくしてここに本文で検討した戦後の国際小麦協定が誕生したわけであるが、われわれはこの過程をマックギボン(D. A. MacGibbon)に従つて次のように要約しようであらう。曰く「一九四一〜四二年のワシントン小麦会議で戦後の国際小麦協定の基礎が築かれ、ロンドン会議で上部構造が築かれ、そして一九四八年のワシントン会議で屋根——あるいは天井ともいふべきもの——が築かれた」と。この協定は一九五三年まで続き、一九五三年八月一日からは同年四月に締結された戦後第二次の国際小麦協定が発足し、一九五六年まで続き、同五六年夏からは戦後第三次の国際小麦協定が実施中である。

註(一) International Conference of Agricultural Economists, *International Wheat Agreements*, *International Journal of Agrarian Affairs*, Vol. 1, No. 3, 1949, p. 4.

(2) 唯是康彦氏による要約(「過剰小麦の経済と政治」のちゆく農業士・農林水産業生産性向上会議、一九五七年)がゆゆ。

(3) 特ニ一九四九年号、一九五三年号には協定全文がゆゆ。

(4) 詳しくは Alonzo E. Taylor, *The International Wheat Conferences during 1930-31*, in *Wheat Studies*, Aug. 1931, 参照。

(5) *Ibid.*, p. 450.

(6) Alonzo E. Taylor, *International Wheat Policy and Planning*, in *Wheat Studies*, June 1935, p. 363.

(7) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931-1951*, 1952, p. 31.

(8) Alonzo E. Taylor, *International Wheat Policy and Planning*, p. 364.

(9) *Ibid.*, p. 366.

(10) ゆゆともウォーレンは一九三五年の年次報告において既に合衆国に国際小麦協定締結の準備があることを表明している。一九三八年に合衆国が輸出補助金政策に乗り

戦後の国際小麦協定 附録 I、国際小麦協定の歴史

だしたのには、国際協定締結のゆゆゆる努力の後になされたゆゆゆとらわれづゝる。この行為は他の輸出諸国に非常な影響を与えた。例えば従来小麦諮問委員会に非協力であったブルゼンチンも一九三八年にはその代表を任命するようになった。(Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, in *Wheat Studies*, Nov. 1942, p. 27.)

(11) Joseph S. Davis, *New International Wheat Agreements*, p. 29. にあちるギーンズ (Gordon P. Boals) 氏からの引用参照。

(12) ゆゆゆ、紙面節約の意味で、国際小麦協定そのゆゆゆ以外の諸活動の一切の歴史を省略してしまつてゆゆゆことに注意ありたい。これに關しては別に本格的論稿を用意してゆゆゆ、差こめたゆ United Nations, *Review of International Commodity Arrangements, 1947: United Nations, Commodity Trade and Economic Development, 1954*, Chap. 4: F. A. O., *Functions of a World Food Reserve—Scope and Limitations, 1956*, Part Two. を参照せられたゆ。

(13) D. A. MacGibbon, *The Canadian Grain Trade, 1931-51*, pp. 150~1.

附録 II

国際商品協定のタイプ

われわれはここで暫定的に国際商品協定のタイプを分類して示したいと思う。分類の仕方は専門家の間にそれぞれ若干の差をもっているが、ここではその吟味に立入るようなことはしない。

[I] 商品協定

[a] 長期契約 (Long-term contract, long-term agreement)

これは二国間長期契約 (bilateral long-term contract) と多数国間長期契約 (multilateral long-term agreement) の二つに分けられる。前者の例としては英国が主として連邦諸国との間に締結したものがあげられ、後者の例としては一九四九年以降の国際小麦協定があげられる。

これは二国間あるいは多数国間で、長期間（主として数年）にわたり、特定商品の取引の量と価格を固定するか、一定量の取引の最高、最低価格を固定するものである。

[b] 長期割当協定 (International quota agreement)

これは価格に関する取りきめを直接行うことなく、(i) 輸出諸国に対して特定商品のそれぞれの生産量ないしは輸出量の最高額を割当てるか、(ii) 輸入諸国に対して特定商品のそれぞれの輸入量の最高額を割当てるかして、市場安定、間接的価格安定を

行おうとするものである。

附録 I、四に明らかなように一九三三年の国際小麦協定は上述(i)のタイプに属するものである。また国際原料会議 (The International Materials Conference) は稀少原料の公平な分配をたすける機構として設立されたものであり、従つて上述(ii)の目的をもつていふことができる。

[c] 国際緩衝在庫協定 (International buffer stock agreement)

これはある商品に関して一定の価格範囲を設定し、その商品の自由市場価格がその価格範囲の上限に達し、それ以上になるような時にはその商品の緩衝在庫からの放出を行つて価格の騰貴を防止する。またその商品の自由市場価格がその下限に達し、それ以下に下落しそうな傾向にある時にはその商品を緩衝在庫内に買入れて価格の下落を防止する。一九五三年の国際錫協定 (International Tin Agreement, 1953)⁽⁴⁾ がその例としてあげられる。

[d] 以上のうちの二つまたはそれ以上の原理を一つの協定の中に含ませしめるもの。

何れの協定も単一の原理で賞かれる場合は少い。

〔I'〕 屈伸性に関する規定による分類

商品協定のタイプによる分類は以上の三つにつきるが、われわれは例えば固定された価格、量が当該産業の構造的変動ないし一般経済の変動に適應していく過程に関する規定、すなわち実質タームにおける安定のための規定 (provision for obtaining stability in real terms) により、ならに四つの分類をなすことができる。

〔a〕 なんらの規定なきもの

〔b〕 定期的な協議を行うことによつて適應するもの

〔c〕 特定の公式 (automatic formula) により自動的に適應するもの。これはニコラス・カルドア (Nicholas Kaldor) 氏の提案によつて最近注目されるようになってきている。

〔d〕 安定化の協定に当該生産物輸出の若干の輸入をもふくめて規定するもの。これは次の〔I'〕の分類の問題でもある。

〔a〕〔I'〕 適用されるべき商品の範囲に就いて行われる分類
単一商品のみの安定に関する協定 (single-commodity agreement)

〔b〕 多数商品の安定に関する協定 (multi-commodity agreement)

これは一つの協定で多数商品の安定を目的とするものか、多数商品のそれぞれ一つ一つの価格を安定するものと、(ii) 一連

戦後の国際小麦協定 附録II、国際商品協定のタイプ

の商品の全体としての価格を安定するもの (この場合個別商品の価格は全体の安定を通じて間接的に安定されるに過ぎない)、すなわち複合安定的 (composite stabilization) の二つがある。この後者は次に述べる商品準備通貨案に非常に近いものである。

〔II〕 商品準備通貨案 (commodity reserve currency proposal) (6)

これは狭い意味での商品協定には含ましめることはできない。しかし国際商品安定方策 (international commodity stabilization schemes) の重要な一環をなす。これは貨幣政策と商品政策とを結合したもので、一特殊な様式の貨幣改革であつて、ある複合商品単位の価格を安定する目的をもつた提案の直接発展したものである。その発展の主要部分はその提案が新しく創造される貨幣で商品単位に対して支払をなす機能をもつべきこと、従つて商品単位が貨幣ストックの裏うちの一部分を形成することである」と定義することができよう。

注(一) 以下主として United Nations, *Commodity Trade and Economic Development*, 1954, Chaps 5, 6 に於て、及び United Nations, *Measures for International Economic Stability*, 1951, Chap. II を参照。

(2) 詳しくは F. A. O., *The Long-term Contract*, 1953 参照。

戦後の国際小麦協定 附録II、国際商品協定のタイプ

五二

- (3) 後藤馨之助他訳『ブリー報告、自由世界の天然資源』上巻、一九五三年、一五三頁。United Nations, *Review of International Commodity Problems, 1951*, 1952, p. 49.
- (4) United Nations, *Review of International Commodity Problems, 1953, 1954*; United Nations, *United Nations Tin Conference, 1950 and 1953, Summary of Proceedings, 1954*.
- (5) F. A. O., *A Reconsideration of the Economics of International Wheat Agreement, 1952*. 磯辺俊彦氏の邦訳『国際小麦協定の経済学』、農業総合研究所翻訳叢書第六号、(一九五三年)がある。
- (6) 詳しくは逸見謙三「商品準備通貨案について」『農業総合研究』、一九五六年一月号参照。